公布した条例一覧

令和6年

公布 番号	条例名
31	杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例
32	杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
33	杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部 を改正する条例
34	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
35	杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。 令和6年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第31号

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区長等の給与等に関する条例(昭和32年杉並区条例第15号)の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の201.5」を「100分の221.5」に改める。

別表第1区長の項中「1, 113, 000円」を「1, 123, 000円」に 改め、同表副区長の項中「891, 900円」を「899, 900円」に改める。 第2条 杉並区長等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の221.5」を「100分の211.5」に改める。

第3条 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年杉並 区条例第20号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の189」を「100分の209」に改める。

別表議長の項中「856,000円」を「863,700円」に改め、同表副議長の項中「774,600円」を「781,600円」に改め、同表委員長の項中「643,400円」を「649,200円」に改め、同表副委員長の項中「616,600円」を「622,100円」に改め、同表議員の項中「595,700円」を「601,100円」に改める。

第4条 杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の209」を「100分の199」に改める。

第5条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 (昭和54年杉並区条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「76万4,400円」を「77万1,300円」に改める。

第8条中「100分の201.5」を「100分の221.5」に改める。

第6条 杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 の一部を次のように改正する。

第8条中「100分の221.5」を「100分の211.5」に改める。

第7条 杉並区監査委員の給与等に関する条例(平成3年杉並区条例第16号)の 一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「68万7,500円」を「69万3,700円」に改め、同項第2号中「66万8,700円」を「67万4,700円」に改める。 第4条第4項中「100分の201.5」を「100分の221.5」に改める。

第8条 杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。 第4条第4項中「100分の221.5」を「100分の211.5」に改め

附則

る。

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第 8条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定(杉並区長等の給与等に関する条例(以下「区長等給与条例」という。)第5条の改正規定を除く。)による改正後の区長等給与条例の規定、第3条の規定(杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(以下「議員報酬条例」という。)第8条第2項の改正規定を除く。)による改正後の議員報酬条例の規定、第5条の規定(杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(以下「教育長給与条例」という。)第8条の改正規定を除く。)による改正後の教育長給与条例の規定及び第7条の規定(杉並区監査委員の給与等に関する条例(以下「監査委員給与条例」という。)第4条第4項の改正規定を除く。)による改正後の監査委員給与条例の規定 令和6年11月1日
 - (2) 第1条の規定(区長等給与条例第5条の改正規定に限る。)による改正後の区長等給与条例の規定、第3条の規定(議員報酬条例第8条第2項の改正規定に限る。)による改正後の議員報酬条例の規定、第5条の規定(教育長給与

条例第8条の改正規定に限る。)による改正後の教育長給与条例の規定及び第7条の規定(監査委員給与条例第4条第4項の改正規定に限る。)による改正後の監査委員給与条例の規定 令和6年12月1日

3 第1条の規定による改正後の区長等給与条例の規定、第3条の規定による改正 後の議員報酬条例の規定、第5条の規定による改正後の教育長給与条例の規定及 び第7条の規定による改正後の監査委員給与条例の規定を適用する場合において は、第1条の規定による改正前の区長等給与条例の規定、第5条の規定による改 正前の教育長給与条例の規定及び第7条の規定による改正前の監査委員給与条例 の規定に基づいて支給された給与並びに第3条の規定による改正前の議員報酬条 例の規定に基づいて支給された議員報酬及び期末手当は、第1条の規定による改 正後の区長等給与条例の規定、第5条の規定による改正後の教育長給与条例の規 定及び第7条の規定による改正後の監査委員給与条例の規定による給与並びに第 3条の規定による改正後の監査委員給与条例の規定による給与並びに第 3条の規定による改正後の議員報酬条例の規定による議員報酬及び期末手当の内 払とみなす。 杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表(抄)

第1条による改正(杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正)

新 条 例 旧 条 例 _____

(期末手当)

第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の221.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

 $(1)\sim(3)$ 略

(期末手当)

第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の201.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

 $(1)\sim(3)$ 略

第2条による改正(杉並区長等の給与等に関する条例の一部改正)

新 条 例 旧 条 例

(期末手当)

第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の211.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

 $(1)\sim(3)$ 略

(期末手当)

第5条 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の221.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

 $(1)\sim(3)$ 略

第3条による改正(杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部

改正)

新 条 例 _| 旧 条 例

(期末手当)

第8条 略

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在)における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の209を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(期末手当)

第8条 略

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在)における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に100分の189を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間における在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

第4条による改正(杉並区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部 改正)

新 条 例 日 条 例

(期末手当)

第8条 略

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在)における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に10

(期末手当)

第8条 略

2 期末手当の額は、それぞれ基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在)における第2条に定める議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を乗じて得た額の合計額に10

0分の199を乗じて得た額に、基準 | 日以前6月以内の期間における在職期 間の区分に応じて、次の表に定める割 合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(期末手当)

0分の209を乗じて得た額に、基準 日以前6月以内の期間における在職期 間の区分に応じて、次の表に定める割 合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(期末手当)

第5条による改正(杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に 関する条例の一部改正)

新 条 例 条 例 旧 (給料) (給料) 第2条 教育長の給料の額は、月額77 第2条 教育長の給料の額は、月額76 万1,300円とする。 万4,400円とする。

第8条 期末手当の額は、次に掲げる額 の合計額に100分の221.5を乗 じて得た額に、給与条例の適用を受け る職員の例による支給割合を乗じて得 た額とし、その支給方法その他支給に 関しては、給与条例の適用を受ける職 員の例による。

 $(1)\sim(3)$ 略

第8条 期末手当の額は、次に掲げる額 の合計額に100分の201.5を乗 じて得た額に、給与条例の適用を受け る職員の例による支給割合を乗じて得 た額とし、その支給方法その他支給に 関しては、給与条例の適用を受ける職

 $(1)\sim(3)$ 略

員の例による。

第6条による改正(杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に 関する条例の一部改正)

新 条 条 例 例 旧 (期末手当) (期末手当)

第8条 期末手当の額は、次に掲げる額 第8条 期末手当の額は、次に掲げる額

の合計額に<u>100分の211.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

 $(1)\sim(3)$ 略

の合計額に<u>100分の221.5</u>を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とし、その支給方法その他支給に関しては、給与条例の適用を受ける職員の例による。

 $(1)\sim(3)$ 略

第7条による改正(杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

新 条 例

旧 条

例

(給料及び報酬)

- 第2条 識見を有する者のうちから選任 された監査委員で常勤のもの(以下 「常勤の監査委員」という。)の給料 の額は、次のとおりとする。
 - (1) 代表監査委員 月額 <u>69万</u> 3,700円
 - (2) その他の監査委員 月額 <u>67</u>万4,700円
- 2及び3 略

(その他の給与)

第4条 略

2及び3 略

4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の221.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。

(給料及び報酬)

- 第2条 識見を有する者のうちから選任 された監査委員で常勤のもの(以下 「常勤の監査委員」という。)の給料 の額は、次のとおりとする。
 - (1) 代表監査委員 月額 <u>68万</u> 7,500円
 - (2) その他の監査委員 月額 <u>66</u> 万8,700円

2及び3 略(その他の給与)

第4条 略

2及び3 略

4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の201.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(3)$ 略 $(1)\sim(3)$ 略 $5\sim8$ 略 $5\sim8$ 略

第8条による改正(杉並区監査委員の給与等に関する条例の一部改正)

新 条 例 旧 条 例 _____

(その他の給与)

第4条 略

2及び3 略

4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の211.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。

 $(1)\sim(3)$ 略

5~8 略

(その他の給与)

第4条 略

2及び3 略

4 期末手当の額は、次に掲げる額の合計額に100分の221.5を乗じて得た額に、給与条例の適用を受ける職員の例による支給割合を乗じて得た額とする。

(1)~(3) 略

5~8 略

給与改定等の概要

杉並区長等の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

-F 1		→ /	-		1	
項目		改正内容				
		weld.				
		職名	現行	改正		
		区長	1, 113, 000 円	1, 123, 000 円		
		副区長	891, 900 円	899, 900 円		
	区	議長	856,000 円	863, 700 円		
給料	議	副議長	774,600 円	781,600 円		
■ 及び ■議員報酬	会	委 員 長	643, 400 円	649, 200 円		
成 貝 報 師	議	副委員長	616,600円	622, 100 円		
	員	議員	595, 700 円	601,100円		
		教 育 長	764, 400 円	771,300円		
	1	代表監査委員(常勤)	687,500円	693, 700 円		
	そ(の他の監査委員(常勤)	668,700円	674, 700 円		
期末手当	区長、副区長、教育長及び常勤の監査委員の支給月数 区分 現 行 第1条、第5条及び 第2条、第6条及び 第7条による改正 (令和6年度の支給月数) (令和7年度の支給月数) 6月期 2.015 2.015 12月期 2.015 2.115 合計 4.03 4.23 区分 現 行 (令和6年度の支給月数) (令和7年度の支給月数) 区分 現 行 (令和6年度の支給月数) (令和7年度の支給月数) 6月期 1.89 1.89 12月期 1.89 1.99 12月期 1.89 1.99 合計 3.78 3.98					
1 第1条、第3条、第5条及び第7条による給料及び議員報酬並びに期末手当に係る改正は公布の日から施行し、改正後の給料及び議員報酬に係る規定は令 和6年11月1日から、期末手当に係る規定は同年12月1日から適用する。 2 第2条、第4条、第6条及び第8条による期末手当に係る改正は、令和7年4月1日から施行する。						

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。 令和6年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第32号

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区職員の給与に関する条例(昭和50年杉並区条例第9号)の一部を 次のように改正する。

第11条第1項第1号中「26万8, 500円」を「27万5, 700円」に 改める。

第29条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改め、同項ただし書中「100分の102.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の130」に、「100分の67.5」を「100分の72.5」に、「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の58.75」を「100分の63.75」に改める。第30条第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の140」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の55」を「100分の60」に、「100分の130」を「100分の140」に、「100分の60」に、「100分の68.75」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

行 政 職 給 料 表

ア 行政職給料表(一)

下分 字 谷 谷 谷 日 日 日 日 日 日 日	職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1 177, 400 231,500 254,100 276,700 303,500 379,400 2 178,500 232,400 255,500 278,600 305,700 382,000 3 179,600 233,300 256,900 280,500 307,900 384,600 5 182,000 235,300 258,300 282,400 310,100 387,200 6 183,200 236,400 261,400 286,300 314,600 389,900 7 184,400 237,500 263,000 288,200 316,900 395,300 8 185,600 238,600 264,600 290,200 319,200 398,100 9 186,800 231,000 268,000 292,200 321,500 400,900 10 188,000 241,000 268,000 292,200 321,500 400,900 11 189,400 242,200 269,800 296,100 322,500 406,500 12 190,700 243,600 271,600 298,100 338,600 412,100 13 192,000 245,900 277,000 304,100 <th>区分</th> <th>号 給</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th> <th>給料月額</th>	区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
2 178,500 232,400 255,500 278,600 305,700 382,000 3 179,600 233,300 256,900 280,500 307,900 384,600 5 182,000 235,300 259,800 284,400 310,100 387,200 6 183,200 236,400 261,400 286,300 314,600 392,600 7 184,400 237,500 263,000 288,200 319,200 395,300 8 185,600 238,600 264,600 290,200 319,200 398,300 9 186,800 238,800 266,300 292,200 321,500 400,900 10 188,000 241,000 268,000 294,100 323,900 403,700 11 189,400 242,200 269,800 296,100 328,600 406,500 12 190,700 243,600 273,400 300,100 330,900 412,100 14 193,500 245,900 275,200 302,100 333,300			円	円	円	円	円	円
3 179,600 233,300 256,900 280,500 307,900 384,600 4 180,800 234,300 258,300 282,400 310,100 387,200 5 182,000 235,300 251,400 284,400 312,400 389,900 6 183,200 236,400 261,400 286,300 314,600 392,600 7 184,400 237,500 263,000 288,200 316,900 395,300 8 185,600 238,600 264,600 290,200 319,200 398,100 10 188,000 241,000 268,000 294,100 323,900 400,900 11 189,400 242,200 269,800 296,100 326,200 406,500 12 190,700 243,400 271,600 298,100 332,800 499,300 13 192,000 244,600 275,200 302,100 333,300 414,900 14 193,500 247,200 277,000 304,100 333,800		1	177, 400	231, 500	254, 100	276, 700	303, 500	379, 400
4 180,800 234,300 258,300 282,400 310,100 387,200 5 182,000 236,300 259,800 284,400 312,400 389,900 6 183,200 236,400 261,400 286,300 314,600 392,600 7 184,400 237,500 263,000 288,200 316,900 393,300 8 185,600 238,600 264,600 290,200 319,200 398,100 9 186,800 224,000 266,300 292,200 321,500 400,900 10 188,000 241,000 268,000 294,100 323,900 403,700 11 189,400 242,200 269,800 296,100 326,200 406,500 12 190,700 243,400 271,600 298,100 328,600 409,300 13 192,000 245,900 277,000 304,100 333,300 412,100 14 193,500 245,900 277,000 304,100 335,600		2	178, 500	232, 400	255, 500	278, 600	305, 700	382,000
5 182,000 235,300 259,800 284,400 312,400 389,900 6 183,200 236,400 261,400 286,300 314,600 392,600 7 184,400 237,500 263,000 288,200 316,900 395,300 8 185,600 238,600 264,600 290,200 319,200 398,100 9 186,800 239,800 266,300 292,200 321,500 400,900 10 188,000 241,000 268,800 294,100 326,200 406,500 12 190,700 243,400 271,600 298,100 328,600 409,300 13 192,000 244,600 273,400 300,100 333,900 412,100 14 193,500 245,900 277,600 398,100 335,600 417,700 15 195,000 247,200 277,000 304,100 333,000 427,700 16 196,500 248,500 2780,800 308,000 340,300		3	179, 600	233, 300	256, 900	280, 500	307, 900	384, 600
6 183,200 236,400 261,400 286,300 314,600 392,600 7 184,400 237,500 263,000 288,200 316,900 395,300 8 185,600 238,600 266,300 292,200 319,200 398,100 9 186,800 239,800 266,300 292,200 321,500 400,900 10 188,000 241,000 268,000 294,100 326,200 406,500 11 189,400 242,200 269,800 296,100 326,200 406,500 12 190,700 243,400 271,600 298,100 328,600 499,300 13 192,000 244,600 275,200 302,100 333,300 412,100 14 193,500 247,200 277,000 304,100 335,600 417,700 16 196,500 248,500 278,900 306,100 338,000 420,500 17 198,000 225,100 280,800 309,900 342,700		4	180, 800	234, 300	258, 300	282, 400	310, 100	387, 200
7 184,400 237,500 263,000 288,200 316,900 395,300 8 185,600 238,600 264,600 290,200 319,200 398,100 9 186,800 239,800 266,300 292,200 321,500 400,900 10 188,000 241,000 268,000 294,100 323,900 403,700 11 189,400 242,200 269,800 296,100 326,200 406,500 12 190,700 243,400 271,600 298,100 328,600 409,300 13 192,000 244,600 273,400 300,100 333,900 412,100 14 193,500 245,900 275,200 302,100 333,300 414,900 15 196,000 245,900 277,000 304,100 338,000 420,500 17 198,000 248,500 278,900 306,100 338,000 423,400 18 199,700 251,300 286,800 308,000 342,700		5	182, 000	235, 300	259, 800	284, 400	312, 400	389, 900
8 185,600 238,600 264,600 290,200 319,200 398,100 9 186,800 239,800 266,300 292,200 321,500 400,900 10 188,000 241,000 268,800 294,100 323,900 403,700 11 189,400 242,200 269,800 296,100 326,200 406,500 12 190,700 243,400 271,600 298,100 332,600 409,300 13 192,000 244,600 273,400 300,100 333,300 412,100 14 193,500 245,900 275,200 302,100 333,300 414,900 15 195,000 247,200 277,000 304,100 333,800 420,500 17 188,000 249,900 280,800 308,000 340,300 423,400 18 199,700 251,300 282,600 309,900 342,700 426,300 19 201,600 252,700 284,500 311,900 345,100 426,300 21 205,200 255,600 288,300 315,9		6	183, 200	236, 400	261, 400	286, 300	314, 600	392,600
9		7	184, 400	237, 500	263, 000	288, 200	316, 900	395, 300
10		8	185, 600	238, 600	264, 600	290, 200	319, 200	398, 100
11 189, 400 242, 200 269, 800 296, 100 326, 200 406, 500 12 190, 700 243, 400 271, 600 298, 100 328, 600 409, 300 13 192, 000 244, 600 273, 400 300, 100 330, 900 412, 100 14 193, 500 245, 900 275, 200 302, 100 333, 300 414, 900 15 195, 000 247, 200 277, 000 304, 100 335, 600 417, 700 16 196, 500 248, 500 278, 900 306, 100 338, 000 420, 500 17 198, 000 249, 900 280, 800 308, 000 340, 300 423, 400 18 199, 700 251, 300 282, 600 309, 900 342, 700 426, 300 19 201, 600 252, 700 284, 500 311, 900 347, 400 432, 100 21 205, 200 255, 600 288, 300 315, 900 347, 400 435, 000 21 205, 200 257, 100 2			186, 800	239, 800	•	·	321, 500	
12 190,700 243,400 271,600 298,100 328,600 409,300 13 192,000 244,600 273,400 300,100 330,900 412,100 14 193,500 245,900 275,200 302,100 333,300 414,900 15 195,000 248,500 278,900 306,100 335,600 417,700 16 196,500 248,500 278,900 306,100 338,000 420,500 17 198,000 249,900 280,800 308,000 340,300 423,400 18 199,700 251,300 282,600 309,900 342,700 426,300 19 201,600 252,700 284,500 311,900 347,400 426,300 21 205,200 255,600 288,300 315,900 347,400 432,100 21 207,000 257,100 290,100 317,900 352,200 438,000 23 208,900 258,600 292,000 319,800 354,600		10	188, 000		· ·	294, 100		403, 700
13 192,000 244,600 273,400 300,100 330,900 412,100 14 193,500 245,900 275,200 302,100 333,300 414,900 15 195,000 247,200 277,000 304,100 335,600 417,700 16 196,500 248,500 278,900 306,100 338,000 420,500 17 198,000 249,900 280,800 308,000 340,300 423,400 18 199,700 251,300 282,600 309,900 342,700 426,300 19 201,600 252,700 284,500 311,900 345,100 429,200 20 203,400 254,100 286,400 313,900 347,400 432,100 21 205,200 255,600 288,300 317,900 352,200 438,000 22 207,000 257,100 290,100 317,900 352,200 438,000 23 208,900 258,600 292,000 319,800 354,600		11	189, 400	242, 200	269, 800	296, 100	326, 200	406, 500
14 193,500 245,900 275,200 302,100 333,300 414,900 15 195,000 247,200 277,000 304,100 335,600 417,700 16 196,500 248,500 278,900 306,100 338,000 420,500 17 198,000 249,900 280,800 308,000 340,300 423,400 18 199,700 251,300 282,600 309,900 342,700 426,300 19 201,600 252,700 284,500 311,900 345,100 429,200 20 203,400 254,100 286,400 313,900 347,400 432,100 21 205,200 255,600 288,300 315,900 349,700 435,000 22 207,000 257,100 290,100 317,900 352,200 438,000 23 208,900 258,600 292,000 319,800 354,600 441,100 24 210,800 260,100 293,900 321,800 357,000								
15 195,000 247,200 277,000 304,100 335,600 417,700 16 196,500 248,500 278,900 306,100 338,000 420,500 17 198,000 249,900 280,800 308,000 340,300 423,400 18 199,700 251,300 282,600 309,900 342,700 426,300 19 201,600 252,700 284,500 311,900 345,100 429,200 20 203,400 254,100 286,400 313,900 347,400 432,200 21 205,200 255,600 288,300 315,900 349,700 435,000 22 207,000 257,100 290,100 317,900 352,200 438,000 23 208,900 258,600 292,000 319,800 354,600 441,100 24 210,800 260,100 293,900 321,800 357,000 444,100 25 212,600 261,600 295,800 328,700 364,100				·	·	·		
16 196,500 248,500 278,900 306,100 338,000 420,500 17 198,000 249,900 280,800 308,000 340,300 423,400 18 199,700 251,300 282,600 309,900 342,700 426,300 19 201,600 252,700 284,500 311,900 345,100 429,200 20 203,400 254,100 286,400 313,900 347,400 435,000 21 205,200 255,600 288,300 315,900 349,700 435,000 22 207,000 257,100 290,100 317,900 352,200 438,000 23 208,900 258,600 292,000 319,800 354,600 441,100 24 210,800 260,100 293,900 321,800 357,000 444,100 25 212,600 261,600 295,800 323,800 359,300 447,100 26 214,500 263,100 298,100 36,200 361,700			The state of the s	·	· ·	·		
17 198,000 249,900 280,800 308,000 340,300 423,400 18 199,700 251,300 282,600 309,900 342,700 426,300 19 201,600 252,700 284,500 311,900 345,100 429,200 20 203,400 254,100 286,400 313,900 347,400 435,000 21 205,200 255,600 288,300 315,900 349,700 435,000 22 207,000 257,100 290,100 317,900 352,200 438,000 23 208,900 258,600 292,000 319,800 354,600 441,100 24 210,800 260,100 293,900 321,800 357,000 444,100 25 212,600 261,600 295,800 323,800 359,300 447,100 26 214,500 263,100 298,100 326,200 361,700 449,900 27 216,500 264,600 300,500 328,700 366,500			· ·	·	·	·		
18 199,700 251,300 282,600 309,900 342,700 426,300 19 201,600 252,700 284,500 311,900 345,100 429,200 20 203,400 254,100 286,400 313,900 347,400 432,100 21 205,200 255,600 288,300 315,900 349,700 435,000 22 207,000 257,100 290,100 317,900 352,200 438,000 23 208,900 258,600 292,000 319,800 354,600 441,100 24 210,800 260,100 293,900 321,800 357,000 444,100 25 212,600 261,600 295,800 323,800 359,300 447,100 26 214,500 263,100 298,100 326,200 361,700 449,900 27 216,500 264,600 300,500 331,200 366,500 455,400 29 220,000 267,700 305,300 337,00 369,100								
19 201,600 252,700 284,500 311,900 345,100 429,200 20 203,400 254,100 286,400 313,900 347,400 432,100 21 205,200 255,600 288,300 315,900 349,700 435,000 22 207,000 257,100 290,100 317,900 352,200 438,000 23 208,900 258,600 292,000 319,800 354,600 441,100 24 210,800 260,100 293,900 321,800 357,000 444,100 25 212,600 261,600 295,800 323,800 359,300 447,100 26 214,500 263,100 298,100 326,200 361,700 449,900 27 216,500 264,600 300,500 328,700 364,100 455,400 28 218,300 266,100 302,900 331,200 366,500 455,400 29 220,000 267,700 305,300 335,900 371,900			· ·	·	•	·		
20 203,400 254,100 286,400 313,900 347,400 432,100 21 205,200 255,600 288,300 315,900 349,700 435,000 22 207,000 257,100 290,100 317,900 352,200 438,000 23 208,900 258,600 292,000 319,800 354,600 441,100 24 210,800 260,100 293,900 321,800 357,000 444,100 25 212,600 261,600 295,800 323,800 359,300 447,100 26 214,500 263,100 298,100 326,200 361,700 449,900 27 216,500 264,600 300,500 328,700 364,100 452,700 28 218,300 266,100 302,900 331,200 366,500 455,400 29 220,000 267,700 305,300 333,700 369,100 458,000 30 220,900 269,800 307,200 335,900 371,900			· ·	·	·	·		
21 205, 200 255, 600 288, 300 315, 900 349, 700 435, 000 22 207, 000 257, 100 290, 100 317, 900 352, 200 438, 000 23 208, 900 258, 600 292, 000 319, 800 354, 600 441, 100 24 210, 800 260, 100 293, 900 321, 800 357, 000 444, 100 25 212, 600 261, 600 295, 800 323, 800 359, 300 447, 100 26 214, 500 263, 100 298, 100 326, 200 361, 700 449, 900 27 216, 500 264, 600 300, 500 328, 700 364, 100 452, 700 28 218, 300 266, 100 302, 900 331, 200 366, 500 455, 400 29 220, 000 267, 700 305, 300 333, 700 369, 100 458, 000 30 220, 900 269, 800 307, 200 335, 900 371, 900 460, 600 31 221, 600 271, 900 3			·	·	· ·	· ·		
22 207,000 257,100 290,100 317,900 352,200 438,000 23 208,900 258,600 292,000 319,800 354,600 441,100 24 210,800 260,100 293,900 321,800 357,000 444,100 25 212,600 261,600 295,800 323,800 359,300 447,100 26 214,500 263,100 298,100 326,200 361,700 449,900 27 216,500 264,600 300,500 328,700 364,100 452,700 28 218,300 266,100 302,900 331,200 366,500 455,400 29 220,000 267,700 305,300 333,700 369,100 458,000 30 220,900 269,800 307,200 335,900 371,900 466,600 31 221,600 271,900 309,000 338,000 374,700 465,500 32 222,300 274,000 310,800 342,200 380,300								
23 208, 900 258, 600 292, 000 319, 800 354, 600 441, 100 24 210, 800 260, 100 293, 900 321, 800 357, 000 444, 100 25 212, 600 261, 600 295, 800 323, 800 359, 300 447, 100 26 214, 500 263, 100 298, 100 326, 200 361, 700 449, 900 27 216, 500 264, 600 300, 500 328, 700 364, 100 452, 700 28 218, 300 266, 100 302, 900 331, 200 366, 500 455, 400 29 220, 000 267, 700 305, 300 333, 700 369, 100 458, 000 30 220, 900 269, 800 307, 200 335, 900 371, 900 460, 600 31 221, 600 271, 900 309, 000 338, 000 374, 700 465, 500 32 222, 300 274, 000 310, 800 340, 100 377, 500 465, 500 33 223, 800 277, 600 3			· ·	·	·	·		
24 210,800 260,100 293,900 321,800 357,000 444,100 25 212,600 261,600 295,800 323,800 359,300 447,100 26 214,500 263,100 298,100 326,200 361,700 449,900 27 216,500 264,600 300,500 328,700 364,100 452,700 28 218,300 266,100 302,900 331,200 366,500 455,400 29 220,000 267,700 305,300 333,700 369,100 458,000 30 220,900 269,800 307,200 335,900 371,900 460,600 31 221,600 271,900 309,000 338,000 374,700 463,100 32 222,300 274,000 310,800 340,100 377,500 465,500 33 223,000 276,200 312,600 342,200 380,300 467,700 34 223,800 277,600 314,400 344,200 382,800					· ·			
25 212,600 261,600 295,800 323,800 359,300 447,100 26 214,500 263,100 298,100 326,200 361,700 449,900 27 216,500 264,600 300,500 328,700 364,100 452,700 28 218,300 266,100 302,900 331,200 366,500 455,400 29 220,000 267,700 305,300 333,700 369,100 458,000 30 220,900 269,800 307,200 335,900 371,900 460,600 31 221,600 271,900 309,000 338,000 374,700 463,100 32 222,300 274,000 310,800 340,100 377,500 465,500 33 223,000 276,200 312,600 342,200 380,300 467,700 34 223,800 277,600 314,400 344,200 382,800 469,800 35 224,600 279,000 316,200 346,200 385,100			· ·	·	•	·	•	
26 214,500 263,100 298,100 326,200 361,700 449,900 27 216,500 264,600 300,500 328,700 364,100 452,700 28 218,300 266,100 302,900 331,200 366,500 455,400 29 220,000 267,700 305,300 333,700 369,100 458,000 30 220,900 269,800 307,200 335,900 371,900 460,600 31 221,600 271,900 309,000 338,000 374,700 463,100 32 222,300 274,000 310,800 340,100 377,500 465,500 33 223,000 276,200 312,600 342,200 380,300 467,700 34 223,800 277,600 314,400 344,200 382,800 469,800 35 224,600 279,000 316,200 346,200 385,100 471,800 36 225,500 280,400 319,800 350,400 389,800 475,800 38 227,300 283,300 321,600 352			·					
27 216,500 264,600 300,500 328,700 364,100 452,700 28 218,300 266,100 302,900 331,200 366,500 455,400 29 220,000 267,700 305,300 333,700 369,100 458,000 30 220,900 269,800 307,200 335,900 371,900 460,600 31 221,600 271,900 309,000 338,000 374,700 463,100 32 222,300 274,000 310,800 340,100 377,500 465,500 33 223,000 276,200 312,600 342,200 380,300 467,700 34 223,800 277,600 314,400 344,200 382,800 469,800 35 224,600 279,000 316,200 346,200 385,100 471,800 36 225,500 280,400 319,800 350,400 389,800 475,800 38 227,300 283,300 321,600 352,500 392,200								
28 218, 300 266, 100 302, 900 331, 200 366, 500 455, 400 29 220, 000 267, 700 305, 300 333, 700 369, 100 458, 000 30 220, 900 269, 800 307, 200 335, 900 371, 900 460, 600 31 221, 600 271, 900 309, 000 338, 000 374, 700 463, 100 32 222, 300 274, 000 310, 800 340, 100 377, 500 465, 500 33 223, 000 276, 200 312, 600 342, 200 380, 300 467, 700 34 223, 800 277, 600 314, 400 344, 200 382, 800 469, 800 35 224, 600 279, 000 316, 200 346, 200 385, 100 471, 800 36 225, 500 280, 400 318, 000 348, 300 387, 400 473, 900 37 226, 400 281, 900 319, 800 350, 400 389, 800 475, 800 38 227, 300 283, 300 3			· ·	•	· ·	·	•	
29 220,000 267,700 305,300 333,700 369,100 458,000 30 220,900 269,800 307,200 335,900 371,900 460,600 31 221,600 271,900 309,000 338,000 374,700 463,100 32 222,300 274,000 310,800 340,100 377,500 465,500 33 223,000 276,200 312,600 342,200 380,300 467,700 34 223,800 277,600 314,400 344,200 382,800 469,800 35 224,600 279,000 316,200 346,200 385,100 471,800 36 225,500 280,400 318,000 348,300 387,400 473,900 37 226,400 281,900 319,800 350,400 389,800 475,800 38 227,300 283,300 321,600 352,500 392,200 477,600 39 228,300 284,700 323,400 354,600 394,500 479,200 40 229,200 286,100 325,200 356			· ·	·	·	·		
30 220, 900 269, 800 307, 200 335, 900 371, 900 460, 600 31 221, 600 271, 900 309, 000 338, 000 374, 700 463, 100 32 222, 300 274, 000 310, 800 340, 100 377, 500 465, 500 33 223, 000 276, 200 312, 600 342, 200 380, 300 467, 700 34 223, 800 277, 600 314, 400 344, 200 382, 800 469, 800 35 224, 600 279, 000 316, 200 346, 200 385, 100 471, 800 36 225, 500 280, 400 318, 000 348, 300 387, 400 473, 900 37 226, 400 281, 900 319, 800 350, 400 389, 800 475, 800 38 227, 300 283, 300 321, 600 352, 500 392, 200 477, 600 39 228, 300 284, 700 323, 400 354, 600 394, 500 479, 200 40 229, 200 286, 100 325, 200 356, 600 398, 900 482, 300 41 230, 3								
31 221,600 271,900 309,000 338,000 374,700 463,100 32 222,300 274,000 310,800 340,100 377,500 465,500 33 223,000 276,200 312,600 342,200 380,300 467,700 34 223,800 277,600 314,400 344,200 382,800 469,800 35 224,600 279,000 316,200 346,200 385,100 471,800 36 225,500 280,400 318,000 348,300 387,400 473,900 37 226,400 281,900 319,800 350,400 389,800 475,800 38 227,300 283,300 321,600 352,500 392,200 477,600 39 228,300 284,700 323,400 354,600 394,500 479,200 40 229,200 286,100 325,200 356,600 396,700 480,800 41 230,300 287,400 327,000 358,600 398,900 482,300 42 231,400 288,700 328,800 360			· ·	·	•	•	,	
32 222, 300 274, 000 310, 800 340, 100 377, 500 465, 500 33 223, 000 276, 200 312, 600 342, 200 380, 300 467, 700 34 223, 800 277, 600 314, 400 344, 200 382, 800 469, 800 35 224, 600 279, 000 316, 200 346, 200 385, 100 471, 800 36 225, 500 280, 400 318, 000 348, 300 387, 400 473, 900 37 226, 400 281, 900 319, 800 350, 400 389, 800 475, 800 38 227, 300 283, 300 321, 600 352, 500 392, 200 477, 600 39 228, 300 284, 700 323, 400 354, 600 394, 500 479, 200 40 229, 200 286, 100 325, 200 356, 600 396, 700 480, 800 41 230, 300 287, 400 327, 000 358, 600 398, 900 482, 300 42 231, 400 288, 700 3			· ·	·	·	·		
33 223,000 276,200 312,600 342,200 380,300 467,700 34 223,800 277,600 314,400 344,200 382,800 469,800 35 224,600 279,000 316,200 346,200 385,100 471,800 36 225,500 280,400 318,000 348,300 387,400 473,900 37 226,400 281,900 319,800 350,400 389,800 475,800 38 227,300 283,300 321,600 352,500 392,200 477,600 39 228,300 284,700 323,400 354,600 394,500 479,200 40 229,200 286,100 325,200 356,600 396,700 480,800 41 230,300 287,400 327,000 358,600 398,900 482,300 42 231,400 288,700 328,800 360,600 401,200 483,800 43 232,600 290,100 330,600 362,600 403,400 485,200			· ·	·	· ·	·		
34 223,800 277,600 314,400 344,200 382,800 469,800 35 224,600 279,000 316,200 346,200 385,100 471,800 36 225,500 280,400 318,000 348,300 387,400 473,900 37 226,400 281,900 319,800 350,400 389,800 475,800 38 227,300 283,300 321,600 352,500 392,200 477,600 39 228,300 284,700 323,400 354,600 394,500 479,200 40 229,200 286,100 325,200 356,600 396,700 480,800 41 230,300 287,400 327,000 358,600 398,900 482,300 42 231,400 288,700 328,800 360,600 401,200 483,800 43 232,600 290,100 330,600 362,600 403,400 485,200			·					
35 224,600 279,000 316,200 346,200 385,100 471,800 36 225,500 280,400 318,000 348,300 387,400 473,900 37 226,400 281,900 319,800 350,400 389,800 475,800 38 227,300 283,300 321,600 352,500 392,200 477,600 39 228,300 284,700 323,400 354,600 394,500 479,200 40 229,200 286,100 325,200 356,600 396,700 480,800 41 230,300 287,400 327,000 358,600 398,900 482,300 42 231,400 288,700 328,800 360,600 401,200 483,800 43 232,600 290,100 330,600 362,600 403,400 485,200			· ·	·	•	•		
36 225,500 280,400 318,000 348,300 387,400 473,900 37 226,400 281,900 319,800 350,400 389,800 475,800 38 227,300 283,300 321,600 352,500 392,200 477,600 39 228,300 284,700 323,400 354,600 394,500 479,200 40 229,200 286,100 325,200 356,600 396,700 480,800 41 230,300 287,400 327,000 358,600 398,900 482,300 42 231,400 288,700 328,800 360,600 401,200 483,800 43 232,600 290,100 330,600 362,600 403,400 485,200								
37 226, 400 281, 900 319, 800 350, 400 389, 800 475, 800 38 227, 300 283, 300 321, 600 352, 500 392, 200 477, 600 39 228, 300 284, 700 323, 400 354, 600 394, 500 479, 200 40 229, 200 286, 100 325, 200 356, 600 396, 700 480, 800 41 230, 300 287, 400 327, 000 358, 600 398, 900 482, 300 42 231, 400 288, 700 328, 800 360, 600 401, 200 483, 800 43 232, 600 290, 100 330, 600 362, 600 403, 400 485, 200			· ·	·	·	·		
38 227, 300 283, 300 321, 600 352, 500 392, 200 477, 600 39 228, 300 284, 700 323, 400 354, 600 394, 500 479, 200 40 229, 200 286, 100 325, 200 356, 600 396, 700 480, 800 41 230, 300 287, 400 327, 000 358, 600 398, 900 482, 300 42 231, 400 288, 700 328, 800 360, 600 401, 200 483, 800 43 232, 600 290, 100 330, 600 362, 600 403, 400 485, 200			·					
39 228, 300 284, 700 323, 400 354, 600 394, 500 479, 200 40 229, 200 286, 100 325, 200 356, 600 396, 700 480, 800 41 230, 300 287, 400 327, 000 358, 600 398, 900 482, 300 42 231, 400 288, 700 328, 800 360, 600 401, 200 483, 800 43 232, 600 290, 100 330, 600 362, 600 403, 400 485, 200				·	·	·		
40 229, 200 286, 100 325, 200 356, 600 396, 700 480, 800 41 230, 300 287, 400 327, 000 358, 600 398, 900 482, 300 42 231, 400 288, 700 328, 800 360, 600 401, 200 483, 800 43 232, 600 290, 100 330, 600 362, 600 403, 400 485, 200			· ·	·	· ·	·		
41 230, 300 287, 400 327, 000 358, 600 398, 900 482, 300 42 231, 400 288, 700 328, 800 360, 600 401, 200 483, 800 43 232, 600 290, 100 330, 600 362, 600 403, 400 485, 200		40	· ·	·	·	·		
43 232, 600 290, 100 330, 600 362, 600 403, 400 485, 200							-	
			· ·	·	· ·	360, 600	401, 200	
44 233, 800 291, 500 332, 400 364, 500 405, 600 486, 600		43	232, 600	290, 100	330, 600	362, 600	403, 400	485, 200
		44	233, 800	291, 500	332, 400	364, 500	405, 600	486,600

235, 100 292,800 334, 100 366, 400 407,700 487,900 45 46 236, 200 294, 100 335,800 368, 200 409,700 489, 300 47 237, 300 295, 500 337, 500 370, 100 411,700 490,500 48 238, 500 296,800 339, 300 372,000 413,600 491, 700 49 239,800 298, 200 341, 100 373,900 492,800 415, 500 342,800 375, 700 50 240,900 299,600 417, 200 494,000 242,000 300,900 344, 500 377,600 495,000 51 418,800 52 346, 200 496,000 243, 200 302, 200 379, 300 420, 200 53 348,000 381,000 497,000 244, 400 303, 500 421,600 245, 500 349, 700 382,700 423,000 497,900 54 304, 800 55 246,600 306, 100 351, 400 384, 400 424, 300 498,800 353,000 385,900 499,700 56 247,800 307, 400 425, 400 354,600 500,500 57 249,000 308, 700 387, 400 426,500 501, 300 58 250, 100 310,000 356, 200 388,900 427,600 59 251, 200 311, 200 357,800 390, 400 428,700 502, 100 60 359, 400 391,900 502,800 252, 400 312, 500 429,600 61 361,000 503, 500 253,600 313,800 393, 300 430,500 62 254, 700 315, 100 362,600 394,600 504, 200 431, 400 63 255, 900 316, 400 364, 100 395,900 432, 200 504,800 365,600 64 257, 100 317,700 397, 100 433,000 505, 400 65 258, 200 367, 100 433,800 506,000 318, 900 398, 200 368,600 506,600 66 259, 300 320, 200 399, 200 434, 500 67 260, 500 370, 100 435, 300 507, 100 321, 500 400, 200 68 261,600 322,800 371,500 401, 200 436,000 507,600 69 262,800 324,000 372,900 402, 200 436,600 508, 100 70 263,900 325, 300 374, 200 403,000 437, 300 508,600 71 265, 100 326,600 375, 500 403,900 437,900 509, 100 72 376, 700 404, 700 266, 200 327,800 438, 500 509,600 73 267, 400 329, 100 377,800 405, 500 439,000 510, 100 74 268, 500 330, 300 378,800 439, 500 510,600 406, 200 75 269,600 331,500 379,800 406,900 440,000 511, 100 76 270,800 332,600 380, 700 407,600 440,600 511,600 77 272,000 333, 700 381, 700 408, 300 441, 200 512, 100 78 273, 100 334,800 382,600 408,900 441,800 512,600 79 274, 300 335,800 383, 500 513, 100 409,600 442, 400 80 275, 500 336,800 384, 200 410, 200 442,800 513,600 385,000 81 276,600 337,600 410,800 443, 300 514, 100 82 277,800 338, 500 385,800 411, 300 443,800 514,600 83 278,900 339, 300 386, 500 411,800 444, 300 515, 100 280,000 340, 100 387, 100 412, 300 515,600 84 444,800 85 281, 200 340,700 387,800 412,800 445, 300 516, 100 86 282, 300 341, 400 388, 400 413, 200 445,800 516,600 87 283, 500 342,000 389,000 413,700 446, 200 517, 100 88 284,600 342,600 389, 500 414, 200 446, 700 517,600 89 285,800 343, 200 390,000 414,600 447, 200 518, 100 390, 500 90 287,000 343,800 415, 100 447,700 91 288, 100 344, 400 391,000 415,600 448, 200 92 289, 200 344,900 391, 500 416,000 448,700

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 以 外 \mathcal{O} 職

員

1	1	1	İ	İ	1	I
93	290, 400	345, 400	392, 000	416, 400	449, 100	
94	291, 600	345, 900	392, 500	416, 900	449, 600	
95	292, 800	346, 400	393, 000	417, 400	450, 100	
96	293, 900	346, 900	393, 500	417, 800	450, 600	
97	295, 000	347, 400	393, 900	418, 200	451, 100	
98	296, 200	347, 800	394, 300	418,600	451,600	
99	297, 400	348, 300	394, 800	419,000	452, 100	
100	298, 600	348, 800	395, 300	419, 400	452, 600	
101	299, 600	349, 300	395, 800	419, 800	453, 100	
102	300, 700	349, 700	396, 300	420, 200	453, 600	
103	301,800	350, 200	396, 800	420,600	454, 100	
104	302, 800	350, 700	397, 200	421,000	454,600	
105	303, 700	351, 200	397, 600	421, 400	455, 100	
106	304, 700	351,600	398, 000	421,800	455, 600	
107	305, 600	352,000	398, 400	422, 200	456, 100	
108	306, 500	352, 400	398, 800	422, 600	456,600	
109	307, 400	352, 800	399, 200	423, 000	457, 100	
110	308, 200	353, 200	399, 600	423, 400		
111	309,000	353,600	400,000	423, 800		
112	309, 800	354,000	400, 400	424, 200		
113	310, 400	354, 400	400, 800	424, 600		
114	311, 100	354, 800	401, 200	425, 000		
115	311, 700	355, 200	401,600	425, 400		
116	312, 300	355, 600	402,000	425, 800		
117	312, 800	356, 000	402, 400	426, 200		
118	313, 300	356, 400	402, 800	426,600		
119	313, 700	356, 800	403, 200	427,000		
120	314, 100	357, 200	403, 600	427, 400		
121	314, 400	357, 600	404, 000	427, 800		
122	314, 800		404, 400	428, 200		
123	315, 200		404, 800	428,600		
124	315, 600		405, 200	429,000		
125	316, 000		405, 600	429, 400		
126	316, 300		406, 000	429, 800		
127	316, 700		406, 400	430, 200		
128	317, 100		406, 800	430, 600		
129	317, 500		407, 200	431,000		
130	317, 900		407, 600			
131	318, 300		408, 000			
132	318, 700		408, 400			
133	319, 000		408, 800			
134	319, 400					
135	319, 700					
136	320, 000					
137	320, 300					
138	320, 600					
139	320, 900					
140	321, 200					
	,	<u> </u>		<u> </u>		l

1 1		001 500		I	I	Ì	İ
	141	321, 500					
	142	321, 800					
	143	322, 100					
	144	322, 400					
	145	322, 700					
	146	323, 000					
	147	323, 300					
	148	323, 600					
	149	323, 900					
定年前 再任用		基 準 給料月額	基 準給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
短時間		円	円	円	円	円	円
勤務職員		200, 400	235, 400	274, 000	292, 100	316, 600	384, 100

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

イ 行政職給料表(二)

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	,,,,	円	円	円	円
	1	161, 800	225, 100	242, 000	248, 600
	2	162, 500	226, 000	243, 600	250, 200
	3	163, 200	227, 300	245, 200	251, 900
	4	163, 900	228, 600	246, 900	253, 600
	5	164, 600	229, 900	248, 500	255, 400
	6	165, 300	231, 300	250, 100	257,000
	7	166, 000	232, 600	251,700	258, 800
	8	166, 700	233, 900	253, 300	260, 500
	9	167, 400	235, 300	255, 200	262, 300
	10	168, 100	237, 200	257,000	264, 000
	11	168, 800	239, 000	259, 000	265, 800
	12	169, 500	240, 800	261, 100	267, 500
	13	170, 200	242, 700	263, 100	269, 200
	14	171, 200	244, 000	264, 800	270, 900
	15	172, 200	245, 200	266, 400	272, 600
	16	173, 200	246, 500	267, 900	274, 300
	17	174, 200	247, 800	269, 500	276, 100
	18	175, 300	249, 000	271,000	277, 800
	19	176, 400	250, 300	272,600	279, 500
	20	177, 500	251, 500	274, 100	281, 300
	21	178, 700	252, 600	275, 700	283, 100
	22	179, 900	253, 800	277, 200	285, 100
	23	181, 100	255, 000	278, 800	287, 300
	24	182, 300	256, 200	280, 300	289, 500
	25 26	183, 400	257, 400	281, 900	291, 700
	26 27	184, 600 186, 000	258, 500 259, 700	283, 400 285, 000	293, 600 295, 400
	28	187, 300	260, 900	286, 500	297, 200
	29	188, 500	262, 100	288, 000	299, 100
	30	190, 000	263, 300	289, 500	300, 800
	31	191, 500	264, 500	290, 900	302, 600
	32	192, 500	265, 600	292, 500	304, 400
	33	193, 500	266, 800	294, 000	306, 200
	34	195, 200	267, 900	295, 500	308, 100
	35	197, 000	269, 100	297, 000	309, 900
	36	198, 700	270, 200	298, 400	311,700
	37	200, 200	271, 300	300,000	313, 400
	38	201, 000	272, 500	301, 400	315, 200
	39	201, 700	273, 500	302, 900	316, 900
	40	202, 300	274, 700	304, 300	318, 600
	41	202, 900	275, 800	305, 700	320, 200
	42	203, 700	277, 000	307, 000	321, 800
	43	204, 400	278, 100	308, 400	323, 500
	44	205, 200	279, 300	309, 800	325, 100

•				_
93	255, 900	311, 500	344, 100	365, 500
94	256, 900	311, 900	344, 500	365, 900
95	258,000	312, 200	344, 800	366, 200
96	259, 000	312,600	345, 100	366, 600
97	260, 100	312, 900	345, 500	366, 900
98	261, 200	313, 300	345, 800	367, 300
99	262, 200	313, 600	346, 200	367, 600
100	263, 200	314,000	346, 500	368, 000
101	264, 300	314, 300	346, 900	368, 300
102	265, 400	314, 700	347, 200	368, 700
103	266, 400	315, 100	347,600	369, 000
104	267, 400	315, 500	347, 900	369, 400
105	268, 500	315, 900	348, 200	369, 700
106	269, 500	316, 300	348,600	370, 100
107	270, 600	316, 700	348, 900	370, 400
108	271, 700	317, 100	349, 300	370, 800
109	273, 000	317, 500	349, 600	371, 100
110	273, 800	317, 800	350,000	371, 500
111	274, 600	318, 100	350, 300	371,800
112	275, 500	318, 400	350, 700	372, 100
113	276, 400	318, 700	351,000	372, 500
114	277, 300	319,000	351, 400	372, 800
115	278, 100	319, 300	351, 700	373, 200
116	278, 900	319, 600	352,000	373, 500
117	279, 700	319, 900	352, 400	373, 900
118	280, 500	320, 200	352, 800	374, 200
119	281, 200	320, 500	353, 200	374, 600
120	281, 900	320, 800	353, 600	374, 900
121	282, 500	321, 100	354,000	375, 300
122	283, 100	321, 300	354, 400	
123	283, 600	321, 500	354, 800	
124	284, 200	321, 700	355, 200	
125	284, 600	321, 900	355, 600	
126	285, 100	322, 100	356, 000	
127	285, 500	322, 300	356, 400	
128	285, 800	322, 500	356, 800	
129	286, 100	322, 700	357, 200	
130	286, 500	322, 900	357, 600	
131	286, 800	323, 100	358, 000	
132	287, 200	323, 300	358, 400	
133	287, 600	323, 500	358, 800	
134	287, 900	323, 600	359, 200	
135	288, 200	323, 700	359, 600	
136	288, 600	323, 800	360,000	
137	288, 900	323, 900	360, 400	
138	289, 300	324, 000	360, 800	
139	289, 700	324, 100	361, 200	
140	290, 000	324, 200	361,600	

				1	
	141	290, 300	324, 300	362,000	
	142	290, 700	324, 400	362, 400	
	143	290, 900	324, 500	362, 800	
	144	291, 200	324, 600	363, 200	
	145	291, 500	324, 700	363, 600	
	146	291, 700	324, 800	364,000	
	147	292, 000	324, 900	364, 400	
	148	292, 300	325, 000	364, 800	
	149	292, 600	325, 100	365, 200	
	150	292, 800		365, 600	
	151	293, 100		366,000	
	152	293, 400		366, 400	
	153	293, 700		366, 800	
	154	293, 900		367, 100	
	155	294, 200		367, 400	
	156	294, 500		367, 700	
	157	294, 700		368, 000	
	158	295, 000			
	159	295, 300			
	160	295, 600			
	161	295, 900			
	162	296, 200			
	163	296, 500			
	164	296, 800			
	165	297, 100			
定年前 再任用		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
短時間		円	円	円	円
勤務職 員		216, 300	227, 500	248, 600	279, 800

医療職給料表

ア 医療職給料表(一)

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	F,
	1	243, 400	344, 800	425, 400
	2	246, 000	348, 100	428, 200
	3	248, 600	351, 800	431,000
	4	251,000	355, 200	433, 800
	5	253, 500	358, 800	436, 800
	6	256, 100	362, 300	439, 500
	7	258, 400	365, 900	442, 300
	8	261, 100	369, 200	445, 000
	9	263, 800	372, 800	447, 700
	10	266, 600	376, 900	450, 400
	11	269, 600	381,000	453, 100
	12	272, 400	385, 000	455, 800
	13	275, 400	388, 900	458, 600
	14	279, 300	392, 600	461, 400
	15	283, 200	396, 200	464, 200
	16	286, 700	399, 800	466, 800
	17	290, 300	403, 400	469, 400
	18	293, 800	406, 200	471, 900
	19	297, 000	408, 800	474, 700
	20	300, 500	411, 300	477, 300
	21	304, 000	414, 000	480, 000
	22	307, 200	416, 500	482, 700
	23	310, 300	419, 200	485, 400
	24	313, 300	421,600	487, 800
	25	316, 400	423, 800	490, 600
	26	319, 600	426, 200	493, 200
	27	322, 400	428, 500	495, 600
	28	325, 600	430, 900	498, 000
	29	328, 700	433, 500	500, 600
	30	331, 800	435, 700	503, 100
	31	334, 800	438, 300	505, 100
	32	338, 000	440, 700	507, 400
	33	340, 700	443, 100	509, 500
	34	343, 900	445, 500	511, 800
	35	346, 600	447, 500	514, 000
	36	349, 300	449, 500	516, 400
	37	352, 400	451, 500	518, 300
	38	355, 500	453, 500	520, 100
	39	358, 800	455, 800	522, 100
	40	361, 300	457, 700	524, 000
	41	363, 900	459, 800	526, 200
	42	366, 600	461, 700	527, 600
	43	369, 200	463, 700	529, 200
	44	371, 300	465, 500	530, 900

	45	373, 500	467, 100	532, 600
	46	375, 800	468, 900	533, 700
	47	378, 400	470, 600	535, 000
定	48	380, 700	472, 200	536, 100
年	49	382, 800	473, 800	537, 400
前	50	384, 200	475, 300	538, 600
丹 任	51	385, 400	476, 700	539, 800
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	52	386, 600	478, 000	540, 900
短時	53	387, 900	479, 200	542, 000
間	54	389, 100	480, 300	543, 000
勤	55	390, 400	481, 200	544, 000
務 職	56	391, 700	482, 100	544, 900
員	57	392, 900	483, 000	545, 800
以从	58	394, 300	483, 600	546, 700
の	59	395, 200	484, 700	547, 600
職	60	396, 400	485, 800	548, 600
貝	61	397, 100	486, 700	549, 600
	62	398, 000	487, 400	550, 500
	63	398, 600	488, 200	551, 600
	64	399, 400	489, 000	552, 600
	65	400, 300	489, 600	553, 600
	66	400, 900	490, 400	554, 600
	67	401, 500	491,000	555, 500
	68	402, 400	491, 700	556, 500
	69	402, 900	492, 300	557, 500
	70	403, 500	492, 800	558, 500
	71	404, 300	493, 100	559, 500
	72	404, 900	493, 600	560, 400
	73	405, 500	494, 100	561, 400
	74	406, 100	494, 600	562, 400
	75	406, 700	495, 000	563, 300
	76	407, 400	495, 400	564, 200
	77	408, 100	495, 800	565, 200
	78	408, 700	496, 100	566, 100
	79	409, 300	496, 500	567, 000
	80	409, 900	497, 000	567, 800
	81	410, 600	497, 500	568, 700
	82	411,000	497, 900	569, 500
	83	411, 500	498, 300	570, 400
	84	412, 200	498, 800	571, 200
	85	413, 100	499, 400	572, 000
	86	413, 600	500, 000	572, 800
	87	414, 200	500, 500	573, 600
	88	414, 900	500, 900	574, 300
	89	415, 500	501, 400	575, 000
	90	415, 900	502, 000	575, 700
	91	416, 400	502, 500	576, 500
	92	416, 900	503, 000	577, 300

員	この書は	299, 200	360, 900	422, 200
短時間勤務職		円	円	円
定年前 再任用		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	109	424, 500	alla Mila	589, 000
	108	424, 100		588, 400
	107	423, 600		587, 700
	106	423, 100		587, 000
	105	422, 600	509, 800	586, 300
	104	422, 100	509, 300	585, 500
	103	421, 600	508, 700	584, 900
	102	421, 200	508, 200	584, 300
	101	420, 800	507, 700	583, 600
	100	420, 400	507, 200	582, 900
	99	420, 000	506, 600	582, 200
	98	419, 500	506, 100	581, 500
	97	419, 100	505, 600	580, 900
	96	418, 600	505, 100	580, 200
	95	418, 100	504, 600	579, 500
	94	417, 700	504, 100	578, 800
	93	417, 300	503, 500	578, 000

備考 この表は、医師、歯科医師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(二)

	77.194/14.1.1.24					
職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	178, 100	232, 900	254, 600	277, 200	303, 500
	2	179, 300	233, 800	256, 000	278, 900	305, 700
	3	180, 500	234, 700	257, 400	280, 700	307, 900
	4	181, 700	235, 700	258, 800	282, 500	310, 100
	5	182, 900	236, 700	260, 300	284, 500	312, 400
	6	184, 200	237, 700	261, 900	286, 400	314, 600
	7	185, 500	238, 700	263, 500	288, 300	316, 900
	8	186, 800	239, 700	265, 100	290, 300	319, 200
	9	188, 100	240, 700	266, 800	292, 300	321, 500
	10	189, 500	241, 800	268, 500	294, 200	323, 900
	11	191, 000	242, 900	270, 300	296, 200	326, 200
	12	192, 400	244, 000	272, 000	298, 200	328, 600
	13	193, 800	245, 100	273, 700	300, 200	330, 900
	14	195, 300	246, 300	275, 400	300, 200	333, 300
	15	196, 800	247, 600	277, 200	304, 200	335, 600
	16	198, 400	248, 900	279, 100	306, 200	338, 000
	17	200, 000	250, 300	281, 000	308, 100	340, 300
	18	201, 800	251, 700	282, 800	310, 000	342, 700
	19	203, 700	253, 100	284, 700	312, 000	345, 100
	20	205, 700	254, 500	286, 600	314, 000	347, 400
	21	207, 300	256, 000	288, 500	316, 000	349, 700
	22	209, 000	257, 500	290, 300	318, 000	352, 200
	23	210, 800	259, 000	292, 200	319, 900	354, 600
	24	210, 600	260, 500	294, 100	321, 900	357, 000
	25	214, 200	262, 000	296, 000	323, 900	359, 300
	26	214, 200	263, 500	298, 300	326, 300	361, 700
	27	217, 700	265, 000	300, 700	328, 800	364, 100
	28	217, 700	266, 500	303, 100	331, 300	366, 500
	29	221, 100	268, 100	305, 500	333, 800	369, 100
	30	221, 100	270, 200	307, 300	336, 000	371, 900
	31	222, 800	272, 300	309, 000	338, 100	374, 700
	32	223, 600	274, 400	310, 800	340, 200	377, 500
	33	224, 500	276, 500	312, 700	342, 300	380, 300
	34	224, 300	277, 800	314, 400	344, 300	382, 800
	35	226, 300	279, 200	314, 400	344, 300	385, 100
	36	227, 300	280, 600	318, 000	348, 400	387, 400
				·		
	37 38	228, 200 229, 000	282, 100 283, 500	319, 900 321, 600	350, 500 352, 600	389, 800 392, 200
	38	229, 000	283, 500	321, 600	352, 600 354, 600	392, 200 394, 500
	40	230, 900	284, 800	325, 200	354, 600 356, 600	394, 500 396, 700
			286, 100	325, 200	358, 600	
	41	231, 900	287, 500	327,000	360, 600	398, 900 401, 200
	42 43	232, 800 233, 800	288, 700	328, 800	360, 600	401, 200
		·		·		·
	44	234, 800	291, 500	332, 400	364, 500	405, 600

235, 700 292,900 334, 100 366, 400 407,700 45 46 236,900 294, 200 335,800 368, 200 409,700 47 238, 100 295,600 337, 500 370, 100 411,700 339, 300 48 239, 300 296,900 372,000 413,600 341, 100 49 240,700 298, 300 373,900 415, 500 50 242,000 299, 700 342,800 375, 700 417, 200 344, 500 51 243, 200 301,000 377,600 418,800 52 244, 400 302, 300 346, 200 379, 300 420, 200 53 245,600 303,600 348,000 381,000 421,600 349,700 54 246,800 304,800 382,700 423,000 247,800 351, 400 55 306, 100 384, 400 424, 300 56 249,000 307, 400 353,000 385,900 425, 400 57 250, 100 308, 700 354,600 387, 400 426,500 58 251, 300 310,000 356, 200 388,900 427,600 59 252, 400 311, 200 357,800 428,700 390, 400 359, 400 60 253, 500 312, 500 391,900 429,600 61 254,600 313,800 361,000 393, 300 430,500 362,600 62 255,800 315, 100 394,600 431, 400 63 256,900 316, 400 364, 100 395, 900 432, 200 64 258,000 317, 700 365,600 397, 100 433,000 318,900 367, 100 398, 200 433,800 65 259, 100 368,600 66 260, 300 320, 200 399, 200 434, 500 370, 100 67 261, 400 321, 500 400, 200 435, 300 68 262, 500 322,800 371,500 401, 200 436,000 69 263,600 324,000 372,900 402, 200 436,600 70 264, 700 325, 300 374, 200 403,000 437, 300 71 265,800 326,600 375, 500 403,900 437,900 72 266,900 327,800 376, 700 404, 700 438, 500 73 268, 100 329, 100 377,800 405, 500 439,000 74 269, 300 330, 300 378,800 406, 200 439, 500 75 270, 300 331,500 379,800 406,900 440,000 76 271,500 332,600 380,700 407,600 440,600 272,600 333, 700 381,700 77 408, 300 441, 200 273,800 78 334,800 382,600 408,900 441,800 79 275,000 335,800 383, 500 409,600 442, 400 80 276, 100 336,800 384, 200 410, 200 442,800 277, 100 385,000 81 337, 600 410,800 443, 300 82 278, 200 338, 500 385,800 411, 300 443,800 83 279, 200 339, 300 386, 500 411,800 444, 300 387, 100 412, 300 84 280, 300 340, 100 444,800 85 281,600 340,700 387,800 412,800 445, 300 86 282,700 341, 400 388, 400 413, 200 445,800 87 283,800 342,000 389,000 413,700 446, 200 414, 200 284,900 389, 500 88 342,600 446,700 390,000 89 286, 100 343, 200 414,600 447, 200 90 287, 300 343,800 390,500 415, 100 447,700 91 288, 300 344, 400 391,000 415,600 448, 200 92 289, 400 344, 900 391,500 416,000 448,700

定

年

前

再

任用

短

時

間勤

務

職員

以

外

の職

員

1 1	l		 	l	.
93	290, 600	345, 400	392, 000	416, 400	449, 100
94	291, 800	345, 900	392, 500	416, 900	449, 600
95	292, 900	346, 400	393, 000	417, 400	450, 100
96	294, 000	346, 900	393, 500	417, 800	450, 600
97	295, 100	347, 400	393, 900	418, 200	451, 100
98	296, 300	347, 800	394, 300	418, 600	451,600
99	297, 500	348, 300	394, 800	419,000	452, 100
100	298, 600	348, 800	395, 300	419, 400	452, 600
101	299, 600	349, 300	395, 800	419, 800	453, 100
102	300, 700	349, 700	396, 300	420, 200	453, 600
103	301,800	350, 200	396, 800	420, 600	454, 100
104	302, 800	350, 700	397, 200	421,000	454, 600
105	303, 700	351, 200	397, 600	421, 400	455, 100
106	304, 700	351, 600	398, 000	421,800	455, 600
107	305, 600	352, 000	398, 400	422, 200	456, 100
108	306, 500	352, 400	398, 800	422, 600	456, 600
109	307, 400	352, 800	399, 200	423, 000	457, 100
110	308, 200	353, 200	399, 600	423, 400	
111	309,000	353, 600	400,000	423, 800	
112	309, 800	354, 000	400, 400	424, 200	
113	310, 400	354, 400	400, 800	424, 600	
114	311, 100	354, 800	401, 200	425,000	
115	311, 700	355, 200	401,600	425, 400	
116	312, 300	355, 600	402,000	425, 800	
117	312, 800	356, 000	402, 400	426, 200	
118	313, 300		402, 800		
119	313, 700		403, 200		
120	314, 100		403, 600		
121	314, 400		404, 000		
122	314, 800		404, 400		
123	315, 200		404, 800		
124	315,600		405, 200		
125	316,000		405, 600		
126	316, 300		406, 000		
127	316, 700		406, 400		
128	317, 100		406, 800		
129	317, 500		407, 200		
130	317, 900		407, 600		
131	318, 300		408,000		
132	318, 700		408, 400		
133	319,000		408, 800		
134	319, 400				
135	319, 700				
136	320,000				
137	320, 300				
138	320,600				
139	320, 900				
140	321, 200				

1	141	221 500	İ		İ	
	141	321, 500				
	142	321,800				
	143	322, 100				
	144	322, 400				
	145	322, 700				
定年前 再任用		基 準 給料月額	基 準給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準給料月額
短時間		円	円	円	円	円
勤務職員		203, 000	237, 200	273, 800	291, 700	316, 600

備考 この表は、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	 給料月額
		円	円	円	円	F
	1	189, 800	237, 000	255, 700	277, 500	303, 500
	2	191, 300	237, 600	257, 000	279, 300	305, 700
	3	192, 800	238, 200	258, 300	281, 100	307, 900
	4	194, 300	238, 800	259, 600	282, 800	310, 100
	5	195, 800	239, 600	261, 000	284, 500	312, 400
	6	197, 300	240, 300	262, 500	286, 400	314, 600
	7	198, 900	241, 000	264, 100	288, 300	316, 900
	8	200, 400	241, 800	265, 700	290, 300	319, 200
	9	201, 900	242, 600	267, 400	292, 300	321, 500
	10	203, 500	243, 400	269, 100	294, 300	323, 900
	11	205, 100	244, 300	270, 900	296, 300	326, 200
	12	206, 700	245, 200	272, 600	298, 400	328, 600
	13	208, 200	246, 200	274, 300	300, 200	330, 900
	14	209, 700	247, 400	276, 000	302, 400	333, 300
	15	211, 300	248, 600	277, 700	304, 500	335, 600
	16	212, 700	249, 900	279, 600	306, 400	338, 000
	17	214, 100	251, 300	281, 500	308, 200	340, 300
	18	215, 400	252, 700	283, 300	310, 300	342, 700
	19	216, 800	254, 100	285, 200	312, 200	345, 100
	20	218, 200	255, 400	287, 000	314, 000	347, 400
	21	219, 500	256, 800	288, 800	316, 200	349, 700
	22	221, 300	258, 200	290, 600	318, 300	352, 200
	23	223, 100	259, 600	292, 500	320, 400	354, 600
	24	224, 700	261, 100	294, 400	322, 500	357, 000
	25	226, 300	262, 600	296, 300	324, 500	359, 300
	26	226, 900	264, 100	298, 600	326, 900	361, 700
	27	227, 600	265, 600	301, 000	329, 400	364, 100
	28	228, 200	267, 000	303, 400	331, 900	366, 500
	29	228, 700	268, 500	305, 800	334, 400	369, 100
	30	229, 200	270, 700	307, 600	336, 500	371, 900
	31	229, 700	272, 900	309, 300	338, 500	374, 700
	32	230, 400	275, 000	311, 100	340, 600	377, 500
	33	231, 100	276, 800	312, 900	342, 700	380, 300
	34	231, 600	278, 200	314, 700	344, 700	382, 800
	35	232, 100	279, 800	316, 400	346, 700	385, 100
	36	232, 700	281, 400	318, 100	348, 800	387, 400
	37	233, 500	282, 900	320, 000	350, 800	389, 800
	38	234, 200	284, 300	321, 600	352, 800	392, 200
	39	234, 900	285, 600	323, 400	354, 800	394, 500
	40	235, 700	286, 900	325, 300	356, 800	396, 700
	41	236, 700	288, 100	327, 100	358, 800	398, 900
	42	237, 700	289, 400	328, 800	360, 800	401, 200
	43	238, 700	290, 700	330, 600	362, 700	403, 400
	44	239, 900	292, 100	332, 400	364, 500	405, 600
	45	241, 100	293, 300	334, 200	366, 400	407, 700
	46	242, 500	294, 600	335, 800	368, 200	409, 700

定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員以 外 0 職 員

	97	299, 600	347, 400	393, 900	418, 200	451, 100
	98	300, 700	347, 800	394, 300	418, 600	451, 600
	99	301, 800	348, 300	394, 800	419, 000	452, 100
	100	302, 800	348, 800	395, 300	419, 400	452, 600
	101	303, 700	349, 300	395, 800	419, 800	453, 100
	102	304, 700	349, 700	396, 300	420, 200	453, 600
	102	305, 600	350, 200	396, 800	420, 200	454, 100
	103	306, 500	350, 700	397, 200	420,000	454, 600
	104	307, 400	350, 700	397, 200		
					421, 400	455, 100
	106	308, 200	351, 600	398, 000	421, 800	455, 600
	107	309, 000	352, 000	398, 400	422, 200	456, 100
	108	309, 800	352, 400	398, 800	422, 600	456, 600
	109	310, 400	352, 800	399, 200	423, 000	457, 100
	110	311, 100	353, 200	399, 600	423, 400	
	111	311, 700	353, 600	400,000	423, 800	
	112	312, 300	354, 000	400, 400	424, 200	
	113	312, 800	354, 400	400, 800	424, 600	
	114	313, 300	354, 800	401, 200	425, 000	
	115	313, 700	355, 200	401,600	425, 400	
	116	314, 100	355, 600	402,000	425, 800	
	117	314, 400	356, 000	402, 400	426, 200	
	118	314, 800		402, 800		
	119	315, 200		403, 200		
	120	315, 600		403, 600		
	121	316, 000		404, 000		
	122	316, 300		404, 400		
	123	316, 700		404, 800		
	124	317, 100		405, 200		
	125	317, 500		405, 600		
	126	317, 900		406, 000		
	127	318, 300		406, 400		
	128	318, 700		406, 800		
	129	319, 000		407, 200		
	130	319, 400		407, 600		
	131	319, 700		408, 000		
	132	320, 000		408, 400		
	133	320, 300		408, 800		
	134	320, 600				
	135	320, 900				
	136	321, 200				
	137	321, 500				
	138	321, 800				
	139	322, 100				
	140	322, 400				
	141	322, 700				
定年前 再任用		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
短時間		円	円	円	円	円
勤務職 員		207, 200	238, 400	273, 800	291, 700	316, 600
備考	この表は、	加油は 手業は7	一の他の職員で人	1	1 のは英田十つ	

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

第2条 杉並区職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第11条第1項第1号中「27万5,700円」を「31万5,200円」に 改める。

第12条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号まで を1号ずつ繰り上げ、同条第3項各号を次のように改める。

- (1) 前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 1万500円
- (2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族 6,000円 第13条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項 第2号若しくは第4号」に改める。

第15条第1項第2号中「、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」を「、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)」に改める。

第29条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同項 ただし書中「100分の112.5」を「100分の107.5」に改め、同条 第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の72. 5」を「100分の70」に、「100分の112.5」を「100分の107. 5」に、「100分の63.75」を「100分の61.25」に改める。

第30条第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の140」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の140」を「100分の135」に、「100分の68.75」を「100分の66.25」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項から第8 項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定(第29条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。)による改正後の杉並区職員の給与に関する条例の規定令和6年4月1日
 - (2) 第1条の規定(第29条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。)による改正後の杉並区職員の給与に関する条例の規定令和6年12月1日
- 3 令和6年4月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の杉並区職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定める職員の第1条の規定による改正後の杉並区職員の給与に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。
- 4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の 規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与 の内払とみなす。
- 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の杉並区職員の給与に関する条例(以下「第2条による改正後の条例)

- という。) 第12条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500円」とあるのは、「9,500円」とする。
- 7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正 後の条例第12条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500 円」とあるのは、「1万円」とする。
- 8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の杉並区職員の給与に関する条例第12条第2項第1号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第12条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の扶養手当を支給するものとする。
 - (1) 令和7年度 4,000円
 - (2) 令和8年度 2,000円
- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表(抄)

第1条による改正(杉並区職員の給与に関する条例の一部改正)

新 条 例 _| 旧 条 例

(初任給調整手当)

- 第11条 次の各号に掲げる職に新たに 採用された職員には、当該各号に掲げ る額を超えない範囲内の額を、第1号 に掲げる職に係るものにあつては採用 の日から40年以内、第2号に掲げる 職に係るものにあつては採用の日から3年以内、第3号に掲げる職に係るも のにあつては採用の日から3年以内の 期間、採用の日(第1号に掲げる職に 係るものにあつては、採用後特別区人 事委員会規則(以下「人事委員会規 則」という。)で定める期間を経過し た日)から1年を経過するごとにその 額を減じて、初任給調整手当として支 給する。
 - (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 <u>2</u>7万5,700円

(2)及び(3) 略

2及び3 略(期末手当)

(初任給調整手当)

- 第11条 次の各号に掲げる職に新たに 採用された職員には、当該各号に掲げ る額を超えない範囲内の額を、第1号 に掲げる職に係るものにあつては採用 の日から40年以内、第2号に掲げる 職に係るものにあつては採用の日から 5年以内、第3号に掲げる職に係るも のにあつては採用の日から3年以内の 期間、採用の日(第1号に掲げる職に 係るものにあつては、採用後特別区人 事委員会規則(以下「人事委員会規 則」という。)で定める期間を経過し た日)から1年を経過するごとにその 額を減じて、初任給調整手当として支 給する。
 - (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会が定めるもの 月額 2 6万8,500円

(2)及び(3) 略

2及び3 略(期末手当)

第29条 略

- 期末手当の額は、職員の給与月額に
 100分の130を乗じて得た額に、
 規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の112.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」とする。
- 4及び5 略(勤勉手当)

第30条 略

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基 礎額に、勤務成績に応じて規則で定め る支給割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、任命権者が支給する 勤勉手当の額の総額は、前項の職員の 給与月額に100分の122.5 (第 10条第1項の規定に基づき指定する 職員にあつては100分の140)を 乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対す

第29条 略

- 期末手当の額は、職員の給与月額に
 100分の120を乗じて得た額に、
 規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。ただし、第10条第1項の規定に基づき指定する職員の期末手当の額は、職員の給与月額に100分の102.5を乗じて得た額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100</u>分の102.5」とあるのは「<u>100</u>分の58.75」とする。
- 4及び5 略 (勤勉手当)

第30条 略

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基 礎額に、勤務成績に応じて規則で定め る支給割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、任命権者が支給する 勤勉手当の額の総額は、前項の職員の 給与月額に100分の112.5 (第 10条第1項の規定に基づき指定する 職員にあつては100分の130)を 乗じて得た額の総額を超えてはならな い。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対す

る前項の規定の適用については、同項 中「100分の122.5」とあるの は「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」とする。

 $4\sim6$ 略

る前項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の63.75」とする。

 $4\sim6$ 略

第2条による改正(杉並区職員の給与に関する条例の一部改正)

新 条 例

旧 条

例

(初任給調整手当)

第11条 次の各号に掲げる職に新たに 採用された職員には、当該各号に掲げ る額を超えない範囲内の額を、第1号 に掲げる職に係るものにあつては採用の日から40年以内、第2号に掲げる 職に係るものにあつては採用の日から3年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の日から3年以内の日がら3年以内の間、採用の日(第1号に掲げる職に係るものにあつては、採用後特別区人事委員会規則(以下「人事委員会規則(以下「人事委員会規則)で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で

(初任給調整手当)

第11条 次の各号に掲げる職に新たに 採用された職員には、当該各号に掲げ る額を超えない範囲内の額を、第1号 に掲げる職に係るものにあつては採用 の日から40年以内、第2号に掲げる 職に係るものにあつては採用の日から3年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては採用の日から3年以内の 期間、採用の日(第1号に掲げる職に 係るものにあつては、採用後特別区人 事委員会規則(以下「人事委員会規 則」という。)で定める期間を経過した日)から1年を経過するごとにその 額を減じて、初任給調整手当として支給する。

(1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の 補充が困難であると認められる職で 人事委員会が定めるもの 月額 <u>3</u> 1万5,200円

(2)及び(3) 略

2及び3 略

(扶養手当)

第12条 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 略
- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げ

人事委員会が定めるもの 月額 <u>2</u> <u>7万5,700円</u>

(2)及び(3) 略

2及び3 略

(扶養手当)

第12条 略

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者 で他に生計の途がなく主としてその職 員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上 婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると任命権者が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)
 - (2) 略
 - <u>(3</u>) 略
 - (4) 略
 - (5) 略
 - (6) 略
- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げ

る扶養親族の区分に応じて、扶養親族 1人につき当該各号に掲げる額とす る。

- (1) 前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 1万500円
- (2)前項第2号から第5号までに該当する扶養親族6,000円

4 略

第13条 新たに職員となつた者に扶養 親族がある場合又は職員に次の各号の いずれかに該当する事実が生じた場合 においては、その職員は、直ちにその 旨を任命権者に届け出なければならな い。

(1) 略

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つ た者がある場合(扶養親族たる子又 は前条第2項第2号若しくは第4号 に該当する扶養親族が、満22歳に 達した日以後の最初の3月31日の 経過により、扶養親族たる要件を欠 くに至つた場合を除く。)

$2\sim4$ 略

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

る扶養親族の区分に応じて、扶養親族 1人につき当該各号に掲げる額とす る。

- (1)前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族6,000円
- (2) 前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 9,000円

4 略

第13条 新たに職員となった者に扶養 親族がある場合又は職員に次の各号の いずれかに該当する事実が生じた場合 においては、その職員は、直ちにその 旨を任命権者に届け出なければならな い。

(1) 略

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至つ た者がある場合(扶養親族たる子又 は前条第2項第3号若しくは第5号 に該当する扶養親族が、満22歳に 達した日以後の最初の3月31日の 経過により、扶養親族たる要件を欠 くに至つた場合を除く。)

$2\sim4$ 略

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 略

(2) 第16条の2第1項又は第3項 の規定により単身赴任手当を支給さ れる職員で、配偶者(届出をしない が事実上婚姻関係と同様の事情にあ る者を含む。以下同じ。) 又はパー トナーシップ関係(双方又はいずれ か一方が性的指向が異性に限らない 者又は性自認が出生時に判定された 性別と一致しない者であり、互いを 人生のパートナーとして、相互の人 権を尊重し、日常の生活において継 続的に協力し合うことを約した2者 間の関係その他の婚姻関係に相当す ると任命権者が認める2者間の関係 をいう。)の相手方(以下「パート ナーシップ関係の相手方」とい う。) (配偶者及びパートナーシッ プ関係の相手方のいずれもない職員 にあつては、満18歳に達する日以 後の最初の3月31日までの間にあ る子) が現に居住する住宅(公舎等 で規則で定めるものを除く。) に同 居するときに世帯主となるもののう ち、当該住宅を借り受け、月額2万 7,000円以上の家賃を支払つて いるもの

2及び3 略 (期末手当)第29条 略

(2) 第16条の2第1項又は第3項
の規定により単身赴任手当を支給さ
れる職員で <u>、配偶者又はパートナー</u>
シップ関係の相手方
(配偶者及びパートナーシッ
プ関係の相手方のいずれもない職員
にあつては、満18歳に達する日以
後の最初の3月31日までの間にあ
る子) が現に居住する住宅(公舎等
で規則で定めるものを除く。)に同
居するときに世帯主となるもののう
ち、当該住宅を借り受け、月額2万
7,000円以上の家賃を支払つて
いるもの
及び3 略
十二

- 100分の125を乗じて得た額に、 規則で定める支給割合を乗じて得た額 とする。ただし、第10条第1項の規 定に基づき指定する職員の期末手当の 額は、職員の給与月額に100分の1 07.5を乗じて得た額に、規則で定 める支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対す る前項の規定の適用については、同項 中「100分の125」とあるのは 「100分の70」と、「100 分の107.5」とあるのは「100 分の61.25」とする。
- 4及び5 略 (勤勉手当)

第30条 略

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基 礎額に、勤務成績に応じて規則で定め る支給割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、任命権者が支給する 勤勉手当の額の総額は、前項の職員の 給与月額に100分の117.5 (第 10条第1項の規定に基づき指定する 職員にあつては100分の135)を 乗じて得た額の総額を超えてはならな
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対す | る前項の規定の適用については、同項

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の130を乗じて得た額に、 規則で定める支給割合を乗じて得た額 とする。ただし、第10条第1項の規 定に基づき指定する職員の期末手当の 額は、職員の給与月額に100分の1 12.5を乗じて得た額に、規則で定 める支給割合を乗じて得た額とする。
 - 3 定年前再任用短時間勤務職員に対す る前項の規定の適用については、同項 中「100分の130」とあるのは 「100分の72.5」と、「100 分の112.5」とあるのは「100 分の63.75」とする。

4及び5 略 (勤勉手当)

第30条 略

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基 礎額に、勤務成績に応じて規則で定め る支給割合を乗じて得た額とする。こ の場合において、任命権者が支給する 勤勉手当の額の総額は、前項の職員の 給与月額に100分の122.5 (第 10条第1項の規定に基づき指定する 職員にあつては100分の140)を 乗じて得た額の総額を超えてはならな
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対す る前項の規定の適用については、同項

<u>の66.25</u>」とする。

 $4\sim6$ 略

中「100分の117.5」とあるの 中「100分の122.5」とあるの は「100分の57.5」と、「10 は「100分の60 」と、「10<u>0分の135</u>」とあるのは「100分 <u>0分の140</u>」とあるのは「100分<u>の68.75</u>」とする。

給与改定の概要

杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項目			改正内	容			
給料表(一) 行政職給料表(二) 医療職給料表(二) 医療職給料表(二) 医療職給料表(二) 医療職給料表(三)	別表第1及び別表第2 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差(11,029円、2.89%)を解消す るため、給料月額を引き上げる。						
初 任 給 調 整 手 当	医師及び歯科医師に係る手当額(月額) 現 行 第1条による改正 第2条による改正 最大 268,500円 最大 275,700円 最大 315,200円						
扶養手当	配偶者等及び一 配偶者等 子	子に係る手当額 現 行 6,000円 9,000円		後過措置 安和8年度 2,000円 10,000円	令和9年度 廃 止 10,500円		

	_									
		- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								
	職員の支	施月剱			竺 1	条による	34.T	笠 0	条による	みて
		現		行		来による 年度の支			年度の支	
	区分	期末	勤勉	合計	期末	サ及の文	合計	期末	サ及り入勤勉	合計
	1	1. 20	1. 125	2. 325	1. 20	1. 125	2. 325	1. 25	1. 175	2. 425
		1. 20	1. 125	2. 325	1. 30	1. 225	2. 525	1. 25	1. 175	2. 425
		2. 40	2. 25	4. 65	2. 50	2. 35	4. 85	2.50	2. 35	4. 85
	管理職員の支給月数									
					第1	条による	改正	第2	条による	改正
		現		行		年度の支			年度の支	
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
期 末 手 当 及 び	6月期	1.025	1.30	2.325	1. 025	1.30	2. 325	1.075	1.35	2. 425
	12 月期	1.025	1.30	2.325	<u>1. 125</u>	1.40	<u>2. 525</u>	<u>1.075</u>	<u>1.35</u>	<u>2. 425</u>
	合 計	2.05	2.60	4.65	<u>2. 15</u>	<u>2. 70</u>	4.85	2. 15	2.70	4.85
勤勉手当	定年前再	任用短	時間勤	務職員				い。) のう		
		現	[:	行		条による			条による	
					1	年度の支			年度の支	
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0. 675	0. 55	1. 225	0. 675	0. 55	1. 225	0.70	0. 575	1. 275
	12 月期 合 計	0. 675 1. 35	0. 55 1. 10	1. 225 2. 45	0.725	0. 60 1. 15	1. 325 2. 55	0.70	0. 575	1. 275 2. 55
				L	<u>1.40</u> 独昌 <i>(</i> 斬			1.40 #昌む今	1.15	
	定年前再任用短時間勤務管理職員(暫定再任用管理職員を含む。)の支給月数 第1条による改正 第2条による改正									
		現		行	(令和6年度の支給月数)			年度の支		
	区分	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計
	6月期	0. 5875	0. 6375	1. 225	0. 5875	0. 6375	1. 225	0.6125	0.6625	1. 275
	12 月期	0. 5875	0. 6375	1. 225	0.6375	0.6875	1. 325	0.6125	0.6625	1. 275
	合 計	1. 175	1. 275	2.45	1. 225	1. 325	2. 55	1.225	1. 325	2.55
	1 第1条	による	給料表	、初任約	合調整手	当並び	に期末	手当及び	ぶ勤勉手	当に係る
	改正は公	布の日	から施	行し、己	女正後の	給料表	及び初ん	壬給調 权	冬手当に	係る規定
	は令和6									
施行期日等	日から適			2 (),,,,	1.1	20 20,000	, , , ,	71. 9 / 9 8 / 9	_1011.1	/ , _
			•	調敷毛	当 抹着	毛 当並	てドルニ 出日=	末毛当 及	みてド苗九毎九	手当に係
	る改正は						0 (-79]/	1. 1 = 1/2		1 1 1 C N
	-						対応関係	系に変す	ョがあス	場合に号
	給の調整						ハ] /(い 大	小口及义	~ (N · W) ~	·/// LI (C /7
					- < 守 < (、必要	-	世帯 かき	ひけて		
	4 扶養手	-11(二)於	S TO THE	(C ·) (· (、、业安	いよ。性題は	旧旦で前	メリる。		

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 を公布する。

令和6年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第33号

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例

第1条 杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年杉並 区条例第18号)の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改める。

第16条の2第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」 に改める。

第30条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改める。

第30条の2第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」 に改める。

第2条 杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第16条の2第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」 に改める。

第30条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第30条の2第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」 に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月 1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関

する条例の規定は、令和6年12月1日から適用する。

3 第1条の規定による改正後の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定を適用する場合においては、同条の規定による改正前の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、同条の規定による改正後の杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定による給与の内払とみなす。

例

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例新旧対照表

第1条による改正(杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一 部改正)

(フルタイム会計年度任用職員の期末手 当)

第16条 略

2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手 当)

第16条の2 略

2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に<u>100分の12</u> 2.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末 手当)

第30条 略

(フルタイム会計年度任用職員の期末手 当)

第16条 略

2 期末手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手 当)

第16条の2 略

2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に<u>100分の11</u> 2.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末 手当)

第30条 略

9条の規定により決定された報酬の額 を基礎として規則等で定める額に10 0分の130を乗じて得た額に、規則 等で定める支給割合を乗じて得た額と する。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉 手当)

第30条の2 略

- 2 勤勉手当の額は、第18条及び第1 9条の規定により決定された報酬の額 を基礎として規則等で定める額に10 0分の122.5を乗じて得た額に、 勤務成績に応じて規則等で定める支給 割合を乗じて得た額とする。
- 3及び4 略

2 期末手当の額は、第18条及び第1 2 期末手当の額は、第18条及び第1 9条の規定により決定された報酬の額 を基礎として規則等で定める額に10 0分の120を乗じて得た額に、規則 等で定める支給割合を乗じて得た額と する。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉 手当)

第30条の2 略

- 2 勤勉手当の額は、第18条及び第1 9条の規定により決定された報酬の額 を基礎として規則等で定める額に10 0分の112.5を乗じて得た額に、 勤務成績に応じて規則等で定める支給 割合を乗じて得た額とする。
- 3及び4 略

第2条による改正(杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一 部改正)

新 条 例 条 例 旧

(フルタイム会計年度任用職員の期末手 当)

第16条 略

2 期末手当の額は、第4条の規定によ り決定された給料の月額を基礎として 規則等で定める額に100分の125 を乗じて得た額に、規則等で定める支

(フルタイム会計年度任用職員の期末手 当)

第16条 略

2 期末手当の額は、第4条の規定によ り決定された給料の月額を基礎として 規則等で定める額に100分の130 を乗じて得た額に、規則等で定める支 給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手 当)

第16条の2 略

2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に<u>100分の11</u>7.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末 手当)

第30条 略

期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の125を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉 手当)

第30条の2 略

2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の117.5を乗じて得た額に、

給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(フルタイム会計年度任用職員の勤勉手 当)

第16条の2 略

2 勤勉手当の額は、第4条の規定により決定された給料の月額を基礎として規則等で定める額に<u>100分の12</u> 2.5を乗じて得た額に、勤務成績に応じて規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の期末 手当)

第30条 略

2 期末手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に100分の130を乗じて得た額に、規則等で定める支給割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉 手当)

第30条の2 略

2 勤勉手当の額は、第18条及び第19条の規定により決定された報酬の額を基礎として規則等で定める額に<u>10</u>0分の122.5を乗じて得た額に、

勤務成績に応じて規則等で定める支給 割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

勤務成績に応じて規則等で定める支給 割合を乗じて得た額とする。

3及び4 略

給与改定の概要

杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を 改正する条例

項	目		改正内容								
及	手当 び 1手当	支給月 区 分 6月期 12月期 合 計	期末 1.20	勤勉 1.125 1.125 2.25	行 合計 2.325 2.325 4.65		条による 年度の支 勤勉 1.125 1.225 2.35			条による 年度の支 勤勉 1.175 1.175 2.35	
施行	期日等	正後の る。	期末手当条による	首及び勤)勉手当	に係る	規定は名	合和6年	三12月	1 日か	行し、改 ら適用す 1日から

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。 令和6年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第34号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第1条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(平成12年杉並区条例第18 号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改め、同項ただし書中「100分の102.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の130」に、「100分の67.5」を「100分の72.5」に、「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の58.75」を「100分の63.75」に改める。第30条第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の140」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の130」を「100分の122.5」に、「100分の55」を「100分の60」に、「100分の130」を「100分の140」に、「100分の63.75」を「100分の63.75」を「100分の68.75」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第6条関係)

幼稚園教育職員給料表

職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
区分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	206, 300	285, 200	326, 500	359, 500
	2	208, 400	287, 200	328, 300	362, 100
	3	210,600	289, 100	330, 200	364, 700
	4	212, 800	290, 800	332, 100	367, 300
	5	215, 200	292, 900	334, 000	369, 900
	6	217, 300	294, 700	335, 700	372, 500
	7	219, 500	296, 100	337, 800	375, 000
	8	221,600	297, 500	339, 600	377, 400
	9	224, 100	299, 300	341, 500	379, 800
	10	226, 200	300, 900	343, 400	381, 700
	11	228, 500	302, 600	345, 400	383, 600
	12	230, 900	304, 200	347, 200	385, 500
	13	233, 000	305, 600	349, 100	387, 700
	14	234, 800	307, 300	350, 800	389, 600
	15	236, 500	309, 100	352, 800	391, 400
	16	237, 900	310, 500	354, 800	393, 400
	17	239, 400	311,900	356, 800	395, 500
	18	241,000	314, 200	359, 200	397, 300
	19	242, 200	316, 500	361, 700	398, 900
	20	243, 800	318, 800	364, 200	400, 300
	21	245, 000	321, 100	366, 700	402, 000
	22	246,000	322, 600	368, 300	403, 500
	23	247, 200	324, 500	370, 200	404, 900
	24	248, 300	326, 400	372, 100	406, 100
	25	249,600	328, 200	373, 900	407, 400
	26	250, 300	330, 000	375, 500	408, 700
	27	251,600	331,600	377, 300	410, 000
	28	252, 800	333, 100	378, 900	411, 300
	29	254, 100	334, 900	380, 500	412, 400
	30	255, 500	336, 400	382, 100	413, 500
	31	256, 500	338, 000	383, 700	414, 600
	32	258, 000	339, 500	385, 300	415, 700

33 259,300 341,200 387,000 416,800 34 260,700 342,800 388,400 417,700 35 261,900 344,500 389,900 418,700 36 263,400 346,300 391,000 419,500 37 264,600 347,500 392,000 420,300 38 266,000 349,000 393,200 421,200 39 267,200 350,600 394,300 421,900 40 268,600 352,100 395,100 422,700 41 270,200 353,200 396,000 423,500 42 271,400 354,600 396,900 424,300 43 273,000 356,000 397,900 426,000 45 276,100 358,300 399,400 426,000 46 277,700 359,600 400,000 427,400 47 279,200 360,900 400,800 428,100 48 280,800 362,200 401,500	_			_	
35 261,900 344,500 389,900 418,700 36 263,400 346,300 391,000 419,500 37 264,600 347,500 392,000 420,300 38 266,000 349,000 393,200 421,200 39 267,200 350,600 394,300 421,900 40 268,600 352,100 395,100 422,700 41 270,200 353,200 396,000 423,500 42 271,400 354,600 396,900 424,300 43 273,000 356,000 397,900 425,200 44 274,500 357,200 398,700 426,000 45 276,100 358,300 399,400 426,700 46 277,700 359,600 400,000 427,400 47 279,200 360,900 400,800 428,700 48 280,800 362,200 401,500 428,700 49 282,000 363,400 402,900	33	259, 300	341, 200	387, 000	416, 800
36 263, 400 346, 300 391, 000 419, 500 37 264, 600 347, 500 392, 000 420, 300 38 266, 000 349, 000 393, 200 421, 200 39 267, 200 350, 600 394, 300 421, 900 40 268, 600 352, 100 395, 100 422, 700 41 270, 200 353, 200 396, 000 423, 500 42 271, 400 354, 600 396, 900 424, 300 43 273, 000 356, 000 397, 900 425, 200 44 274, 500 357, 200 398, 700 426, 000 45 276, 100 358, 300 399, 400 426, 700 46 277, 700 359, 600 400, 000 427, 400 47 279, 200 360, 900 400, 800 428, 100 48 280, 800 362, 200 401, 500 428, 700 49 282, 000 363, 400 402, 300 429, 300 50 2	34	260, 700	342, 800	388, 400	417, 700
37 264,600 347,500 392,000 420,300 38 266,000 349,000 393,200 421,200 39 267,200 350,600 394,300 421,900 40 268,600 352,100 395,100 422,700 41 270,200 353,200 396,000 423,500 42 271,400 354,600 396,900 424,300 43 273,000 356,000 397,900 425,200 44 274,500 357,200 398,700 426,000 45 276,100 358,300 399,400 426,700 46 277,700 359,600 400,000 427,400 47 279,200 360,900 400,800 428,100 48 280,800 362,200 401,500 428,700 49 282,000 363,400 402,300 429,300 50 283,500 365,700 403,600 430,600 51 285,000 366,900 404,400	35	261, 900	344, 500	389, 900	418, 700
38 266,000 349,000 393,200 421,200 39 267,200 350,600 394,300 421,900 40 268,600 352,100 395,100 422,700 41 270,200 353,200 396,000 423,500 42 271,400 354,600 396,900 424,300 43 273,000 356,000 397,900 425,200 44 274,500 357,200 398,700 426,000 45 276,100 358,300 399,400 426,700 46 277,700 359,600 400,000 427,400 47 279,200 360,900 400,800 428,100 48 280,800 362,200 401,500 428,700 49 282,000 363,400 402,300 429,300 50 283,500 364,600 402,900 430,000 51 285,000 365,700 403,600 431,600 52 286,400 366,900 404,400	36	263, 400	346, 300	391,000	419, 500
39 267, 200 350, 600 394, 300 421, 900 40 268, 600 352, 100 395, 100 422, 700 41 270, 200 353, 200 396, 000 423, 500 42 271, 400 354, 600 396, 900 424, 300 43 273, 000 356, 000 397, 900 425, 200 44 274, 500 357, 200 398, 700 426, 000 45 276, 100 358, 300 399, 400 426, 700 46 277, 700 359, 600 400, 000 427, 400 47 279, 200 360, 900 400, 800 428, 100 48 280, 800 362, 200 401, 500 428, 700 49 282, 000 363, 400 402, 300 429, 300 50 283, 500 364, 600 402, 900 430, 000 51 285, 000 365, 700 403, 600 431, 100 53 288, 200 368, 000 404, 400 431, 100 54 2	37	264, 600	347, 500	392, 000	420, 300
40 268,600 352,100 395,100 422,700 41 270,200 353,200 396,000 423,500 42 271,400 354,600 396,900 424,300 43 273,000 356,000 397,900 425,200 44 274,500 357,200 398,700 426,000 45 276,100 358,300 399,400 426,700 46 277,700 359,600 400,000 427,400 47 279,200 360,900 400,800 428,100 48 280,800 362,200 401,500 428,700 49 282,000 363,400 402,300 429,300 50 283,500 364,600 402,900 430,000 51 285,000 365,700 403,600 431,100 53 288,200 368,000 404,400 431,100 53 288,200 368,000 405,100 432,200 54 289,500 369,100 405,900	38	266, 000	349, 000	393, 200	421, 200
41 270, 200 353, 200 396, 000 423, 500 42 271, 400 354, 600 396, 900 424, 300 43 273, 000 356, 000 397, 900 425, 200 44 274, 500 357, 200 398, 700 426, 000 45 276, 100 358, 300 399, 400 426, 700 46 277, 700 359, 600 400, 000 427, 400 47 279, 200 360, 900 400, 800 428, 100 48 280, 800 362, 200 401, 500 429, 300 49 282, 000 363, 400 402, 300 429, 300 50 283, 500 364, 600 402, 900 430, 000 51 285, 000 365, 700 403, 600 430, 600 52 286, 400 366, 900 404, 400 431, 100 53 288, 200 368, 000 405, 100 431, 600 54 289, 500 369, 100 405, 900 432, 700 56 2	39	267, 200	350, 600	394, 300	421, 900
42 271, 400 354, 600 396, 900 424, 300 43 273, 000 356, 000 397, 900 425, 200 44 274, 500 357, 200 398, 700 426, 000 45 276, 100 358, 300 399, 400 426, 700 46 277, 700 359, 600 400, 000 427, 400 47 279, 200 360, 900 400, 800 428, 100 48 280, 800 362, 200 401, 500 428, 700 49 282, 000 363, 400 402, 300 429, 300 50 283, 500 364, 600 402, 900 430, 000 51 285, 000 365, 700 403, 600 431, 600 52 286, 400 366, 900 404, 400 431, 100 53 288, 200 368, 000 405, 900 432, 200 54 289, 500 369, 100 405, 900 432, 200 55 290, 900 370, 100 406, 700 432, 700 56 2	40	268, 600	352, 100	395, 100	422, 700
43 273,000 356,000 397,900 425,200 44 274,500 357,200 398,700 426,000 45 276,100 358,300 399,400 426,700 46 277,700 359,600 400,000 427,400 47 279,200 360,900 400,800 428,100 48 280,800 362,200 401,500 428,700 49 282,000 363,400 402,300 429,300 50 283,500 364,600 402,900 430,000 51 285,000 365,700 403,600 430,600 52 286,400 366,900 404,400 431,100 53 288,200 368,000 405,900 432,200 54 289,500 369,100 405,900 432,200 55 290,900 370,100 406,700 432,700 56 292,600 371,100 407,400 433,900 58 296,400 372,900 408,600	41	270, 200	353, 200	396, 000	423, 500
44 274,500 357,200 398,700 426,000 45 276,100 358,300 399,400 426,700 46 277,700 359,600 400,000 427,400 47 279,200 360,900 400,800 428,100 48 280,800 362,200 401,500 428,700 49 282,000 363,400 402,300 429,300 50 283,500 364,600 402,900 430,000 51 285,000 365,700 403,600 431,600 52 286,400 366,900 404,400 431,100 53 288,200 368,000 405,100 431,600 54 289,500 369,100 405,900 432,200 55 290,900 370,100 406,700 433,300 57 294,500 372,000 407,900 433,900 58 296,400 372,900 408,600 434,400 59 298,400 373,800 409,200	42	271, 400	354, 600	396, 900	424, 300
45 276, 100 358, 300 399, 400 426, 700 46 277, 700 359, 600 400, 000 427, 400 47 279, 200 360, 900 400, 800 428, 100 48 280, 800 362, 200 401, 500 428, 700 49 282, 000 363, 400 402, 300 429, 300 50 283, 500 364, 600 402, 900 430, 000 51 285, 000 365, 700 403, 600 430, 600 52 286, 400 366, 900 404, 400 431, 100 53 288, 200 368, 000 405, 100 431, 600 54 289, 500 369, 100 405, 900 432, 200 55 290, 900 370, 100 406, 700 432, 700 56 292, 600 371, 100 407, 400 433, 300 57 294, 500 372, 900 408, 600 434, 400 59 298, 400 373, 800 409, 200 435, 600 60 3	43	273, 000	356, 000	397, 900	425, 200
46 277, 700 359, 600 400, 000 427, 400 47 279, 200 360, 900 400, 800 428, 100 48 280, 800 362, 200 401, 500 428, 700 49 282, 000 363, 400 402, 300 429, 300 50 283, 500 364, 600 402, 900 430, 600 51 285, 000 365, 700 403, 600 430, 600 52 286, 400 366, 900 404, 400 431, 100 53 288, 200 368, 000 405, 100 431, 600 54 289, 500 369, 100 405, 900 432, 200 55 290, 900 370, 100 406, 700 433, 300 57 294, 500 372, 000 407, 900 433, 900 58 296, 400 372, 900 408, 600 434, 400 59 298, 400 373, 800 409, 200 435, 600 61 302, 500 375, 500 410, 500 436, 100 62 3	44	274, 500	357, 200	398, 700	426, 000
47 279, 200 360, 900 400, 800 428, 100 48 280, 800 362, 200 401, 500 428, 700 49 282, 000 363, 400 402, 300 429, 300 50 283, 500 364, 600 402, 900 430, 000 51 285, 000 365, 700 403, 600 430, 600 52 286, 400 366, 900 404, 400 431, 100 53 288, 200 368, 000 405, 100 431, 600 54 289, 500 369, 100 405, 900 432, 200 55 290, 900 370, 100 406, 700 432, 700 56 292, 600 371, 100 407, 400 433, 300 57 294, 500 372, 000 407, 900 433, 900 58 296, 400 372, 900 408, 600 434, 400 59 298, 400 373, 800 409, 200 435, 600 60 300, 400 374, 700 409, 900 435, 600 61 3	45	276, 100	358, 300	399, 400	426, 700
48 280,800 362,200 401,500 428,700 49 282,000 363,400 402,300 429,300 50 283,500 364,600 402,900 430,000 51 285,000 365,700 403,600 430,600 52 286,400 366,900 404,400 431,100 53 288,200 368,000 405,100 431,600 54 289,500 369,100 405,900 432,200 55 290,900 370,100 406,700 432,700 56 292,600 371,100 407,400 433,300 57 294,500 372,000 407,900 433,900 58 296,400 372,900 408,600 434,400 59 298,400 373,800 409,200 435,000 60 300,400 374,700 409,900 435,600 61 302,500 375,500 410,500 436,100 62 304,000 376,400 411,100	46	277, 700	359, 600	400, 000	427, 400
49 282,000 363,400 402,300 429,300 50 283,500 364,600 402,900 430,000 51 285,000 365,700 403,600 430,600 52 286,400 366,900 404,400 431,100 53 288,200 368,000 405,100 431,600 54 289,500 369,100 405,900 432,200 55 290,900 370,100 406,700 432,700 56 292,600 371,100 407,400 433,300 57 294,500 372,000 407,900 433,900 58 296,400 372,900 408,600 434,400 59 298,400 373,800 409,200 435,000 60 300,400 374,700 409,900 435,600 61 302,500 375,500 410,500 436,100 62 304,000 376,400 411,100 436,600 63 305,800 377,200 411,700 437,100 64 307,600 378,700 412,800	47	279, 200	360, 900	400, 800	428, 100
50 283,500 364,600 402,900 430,000 51 285,000 365,700 403,600 430,600 52 286,400 366,900 404,400 431,100 53 288,200 368,000 405,100 431,600 54 289,500 369,100 405,900 432,200 55 290,900 370,100 406,700 432,700 56 292,600 371,100 407,400 433,300 57 294,500 372,000 407,900 433,900 58 296,400 372,900 408,600 434,400 59 298,400 373,800 409,200 435,000 60 300,400 374,700 409,900 435,600 61 302,500 375,500 410,500 436,100 62 304,000 376,400 411,700 437,100 64 307,600 377,900 412,300 437,700 65 309,600 378,700 412,800	48	280, 800	362, 200	401, 500	428, 700
51 285,000 365,700 403,600 430,600 52 286,400 366,900 404,400 431,100 53 288,200 368,000 405,100 431,600 54 289,500 369,100 405,900 432,200 55 290,900 370,100 406,700 432,700 56 292,600 371,100 407,400 433,300 57 294,500 372,000 407,900 433,900 58 296,400 372,900 408,600 434,400 59 298,400 373,800 409,200 435,000 60 300,400 374,700 409,900 435,600 61 302,500 375,500 410,500 436,100 62 304,000 376,400 411,100 436,600 63 305,800 377,200 411,700 437,100 64 307,600 378,700 412,800 438,100 65 309,600 379,500 413,300 438,600 67 312,900 380,100 413,300	49	282,000	363, 400	402, 300	429, 300
52 286, 400 366, 900 404, 400 431, 100 53 288, 200 368, 000 405, 100 431, 600 54 289, 500 369, 100 405, 900 432, 200 55 290, 900 370, 100 406, 700 432, 700 56 292, 600 371, 100 407, 400 433, 300 57 294, 500 372, 000 407, 900 433, 900 58 296, 400 372, 900 408, 600 434, 400 59 298, 400 373, 800 409, 200 435, 600 60 300, 400 374, 700 409, 900 435, 600 61 302, 500 375, 500 410, 500 436, 100 62 304, 000 376, 400 411, 100 436, 600 63 305, 800 377, 200 411, 700 437, 100 64 307, 600 378, 700 412, 300 438, 100 65 309, 600 379, 500 413, 300 438, 600 67 3	50	283, 500	364, 600	402, 900	430, 000
53 288, 200 368, 000 405, 100 431, 600 54 289, 500 369, 100 405, 900 432, 200 55 290, 900 370, 100 406, 700 432, 700 56 292, 600 371, 100 407, 400 433, 300 57 294, 500 372, 000 407, 900 433, 900 58 296, 400 372, 900 408, 600 434, 400 59 298, 400 373, 800 409, 200 435, 000 60 300, 400 374, 700 409, 900 435, 600 61 302, 500 375, 500 410, 500 436, 100 62 304, 000 376, 400 411, 100 436, 600 63 305, 800 377, 200 411, 700 437, 100 64 307, 600 378, 700 412, 300 438, 100 65 309, 600 378, 700 412, 800 438, 100 66 311, 200 379, 500 413, 300 438, 600 67 312, 900 380, 100 413, 900 439, 100	51	285, 000	365, 700	403, 600	430, 600
54 289,500 369,100 405,900 432,200 55 290,900 370,100 406,700 432,700 56 292,600 371,100 407,400 433,300 57 294,500 372,000 407,900 433,900 58 296,400 372,900 408,600 434,400 59 298,400 373,800 409,200 435,000 60 300,400 374,700 409,900 435,600 61 302,500 375,500 410,500 436,100 62 304,000 376,400 411,100 436,600 63 305,800 377,200 411,700 437,100 64 307,600 377,900 412,300 438,100 65 309,600 378,700 412,800 438,100 66 311,200 379,500 413,300 438,600 67 312,900 380,100 413,900 439,100	52	286, 400	366, 900	404, 400	431, 100
55 290,900 370,100 406,700 432,700 56 292,600 371,100 407,400 433,300 57 294,500 372,000 407,900 433,900 58 296,400 372,900 408,600 434,400 59 298,400 373,800 409,200 435,000 60 300,400 374,700 409,900 435,600 61 302,500 375,500 410,500 436,100 62 304,000 376,400 411,100 436,600 63 305,800 377,200 411,700 437,100 64 307,600 377,900 412,300 438,100 65 309,600 378,700 412,800 438,100 66 311,200 379,500 413,300 438,600 67 312,900 380,100 413,900 439,100	53	288, 200	368, 000	405, 100	431,600
56 292,600 371,100 407,400 433,300 57 294,500 372,000 407,900 433,900 58 296,400 372,900 408,600 434,400 59 298,400 373,800 409,200 435,000 60 300,400 374,700 409,900 435,600 61 302,500 375,500 410,500 436,100 62 304,000 376,400 411,100 436,600 63 305,800 377,200 411,700 437,100 64 307,600 378,700 412,300 438,100 65 309,600 378,700 413,300 438,600 67 312,900 380,100 413,900 439,100	54	289, 500	369, 100	405, 900	432, 200
57 294,500 372,000 407,900 433,900 58 296,400 372,900 408,600 434,400 59 298,400 373,800 409,200 435,000 60 300,400 374,700 409,900 435,600 61 302,500 375,500 410,500 436,100 62 304,000 376,400 411,100 436,600 63 305,800 377,200 411,700 437,100 64 307,600 377,900 412,300 437,700 65 309,600 378,700 412,800 438,100 66 311,200 379,500 413,300 438,600 67 312,900 380,100 413,900 439,100	55	290, 900	370, 100	406, 700	432, 700
58 296, 400 372, 900 408, 600 434, 400 59 298, 400 373, 800 409, 200 435, 000 60 300, 400 374, 700 409, 900 435, 600 61 302, 500 375, 500 410, 500 436, 100 62 304, 000 376, 400 411, 100 436, 600 63 305, 800 377, 200 411, 700 437, 100 64 307, 600 377, 900 412, 300 437, 700 65 309, 600 378, 700 412, 800 438, 100 66 311, 200 379, 500 413, 300 438, 600 67 312, 900 380, 100 413, 900 439, 100	56	292, 600	371, 100	407, 400	433, 300
59 298, 400 373, 800 409, 200 435, 000 60 300, 400 374, 700 409, 900 435, 600 61 302, 500 375, 500 410, 500 436, 100 62 304, 000 376, 400 411, 100 436, 600 63 305, 800 377, 200 411, 700 437, 100 64 307, 600 377, 900 412, 300 437, 700 65 309, 600 378, 700 412, 800 438, 100 66 311, 200 379, 500 413, 300 438, 600 67 312, 900 380, 100 413, 900 439, 100	57	294, 500	372, 000	407, 900	433, 900
60 300, 400 374, 700 409, 900 435, 600 61 302, 500 375, 500 410, 500 436, 100 62 304, 000 376, 400 411, 100 436, 600 63 305, 800 377, 200 411, 700 437, 100 64 307, 600 377, 900 412, 300 437, 700 65 309, 600 378, 700 412, 800 438, 100 66 311, 200 379, 500 413, 300 438, 600 67 312, 900 380, 100 413, 900 439, 100	58	296, 400	372, 900	408, 600	434, 400
61 302, 500 375, 500 410, 500 436, 100 62 304, 000 376, 400 411, 100 436, 600 63 305, 800 377, 200 411, 700 437, 100 64 307, 600 377, 900 412, 300 437, 700 65 309, 600 378, 700 412, 800 438, 100 66 311, 200 379, 500 413, 300 438, 600 67 312, 900 380, 100 413, 900 439, 100	59	298, 400	373, 800	409, 200	435, 000
62 304,000 376,400 411,100 436,600 63 305,800 377,200 411,700 437,100 64 307,600 377,900 412,300 437,700 65 309,600 378,700 412,800 438,100 66 311,200 379,500 413,300 438,600 67 312,900 380,100 413,900 439,100	60	300, 400	374, 700	409, 900	435, 600
63 305, 800 377, 200 411, 700 437, 100 64 307, 600 377, 900 412, 300 437, 700 65 309, 600 378, 700 412, 800 438, 100 66 311, 200 379, 500 413, 300 438, 600 67 312, 900 380, 100 413, 900 439, 100	61	302, 500	375, 500	410, 500	436, 100
64 307, 600 377, 900 412, 300 437, 700 65 309, 600 378, 700 412, 800 438, 100 66 311, 200 379, 500 413, 300 438, 600 67 312, 900 380, 100 413, 900 439, 100	62	304, 000	376, 400	411, 100	436, 600
65 309, 600 378, 700 412, 800 438, 100 66 311, 200 379, 500 413, 300 438, 600 67 312, 900 380, 100 413, 900 439, 100	63	305, 800	377, 200	411, 700	437, 100
66 311, 200 379, 500 413, 300 438, 600 67 312, 900 380, 100 413, 900 439, 100	64	307, 600	377, 900	412, 300	437, 700
67 312, 900 380, 100 413, 900 439, 100	65	309, 600	378, 700	412, 800	438, 100
	66	311, 200	379, 500	413, 300	438, 600
68 314, 500 380, 900 414, 500 439, 500	67	312, 900	380, 100	413, 900	439, 100
	68	314, 500	380, 900	414, 500	439, 500

105	050,000	401 000	401 600	
105	359, 000	401, 900	431, 600	
106	359, 500	402, 400	432, 000	
107	360, 000	402, 900	432, 400	
108	360, 600	403, 400	432, 800	
109	361, 300	403, 800	433, 100	
110	361, 800	404, 200	433, 500	
111	362, 300	404, 700	433, 900	
112	362, 800	405, 200	434, 300	
113	363, 300	405, 700	434, 600	
114	363, 800	406, 100		
115	364, 300	406, 500		
116	364, 800	406, 900		
117	365, 200	407, 300		
118	365, 600	407, 700		
119	366, 100	408, 100		
120	366, 600	408, 500		
121	367, 100	408, 900		
122	367, 600	409, 200		
123	368, 100	409, 600		
124	368, 500	410,000		
125	368, 900	410, 400		
126	369, 200	410, 800		
127	369, 600	411, 200		
128	370,000	411,600		
129	370, 300	411, 900		
130	370, 500			
131	370, 900			
132	371, 300			
133	371, 700			
134	372, 000			
135	372, 400			
136	372, 800			
137	373, 200			
138	373, 600			
139	374, 000			
140	374, 400			

	141	274 700			1
	141	374, 700			
	142	375, 100			
	143	375, 500			
	144	375, 800			
	145	376, 200			
	146	376, 600			
	147	377, 000			
	148	377, 400			
	149	377, 800			
	150	378, 200			
	151	378, 600			
	152	379, 000			
	153	379, 300			
	154	379, 700			
	155	380, 100			
	156	380, 500			
	157	380, 900			
	158	381, 300			
	159	381, 700			
	160	382, 100			
	161	382, 500			
	162	382, 900			
	163	383, 300			
	164	383, 700			
	165	384, 000			
	166	384, 400			
	167	384, 700			
	168	385, 100			
	169	385, 500			
定年前		基準	基準	基準	基準
再任用		給料月額 円	給料月額	二 給料月額 円	給料月額
短時間 勤務職			円		円
員		233, 100	272, 300	295, 900	335, 200

- 第2条 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。 第11条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号まで を1号ずつ繰り上げ、同条第3項各号を次のように改める。
 - (1) 前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 1万500円
 - (2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族 6,000円 第12条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項 第2号若しくは第4号」に改める。

第27条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同項 ただし書中「100分の112.5」を「100分の107.5」に改め、同条 第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の72. 5」を「100分の70」に、「100分の112.5」を「100分の107. 5」に、「100分の63.75」を「100分の61.25」に改める。

第30条第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の140」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の140」を「100分の135」に、「100分の68.75」を「100分の66.25」に改める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項から第8 項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定(第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定を除く。)による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 令和6年4月1日
 - (2) 第1条の規定(第27条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の改正規定に限る。)による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定 令和6年12月1日
- 3 令和6年4月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日

までの間において、第1条の規定による改正前の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の定める職員の第1条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会が定める。

- 4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の 規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与 の内払とみなす。
- 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例(以下「第2条による改正後の条例」という。)第11条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500円」とあるのは、「9,500円」とする。
- 7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正 後の条例第11条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500 円」とあるのは、「1万円」とする。
- 8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例第11条第2項第1号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第11条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の扶養手当を

支給するものとする。

- (1) 令和7年度 4,000円
- (2) 令和8年度 2,000円
- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (抄)

第1条による改正(杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

新 条 例 _| 旧 条 例

(期末手当)

第27条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の130を乗じて得た額に、 教育委員会規則で定める支給割合を乗 じて得た額とする。ただし、第10条 の規定に基づき管理職手当の支給を受 ける職員の期末手当の額は、職員の給 与月額に100分の112.5を乗じ て得た額に、教育委員会規則で定める 支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」とする。

 $4\sim6$ 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基 礎額に、勤務成績に応じて教育委員会 規則で定める支給割合を乗じて得た額 (期末手当)

第27条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の120を乗じて得た額に、 教育委員会規則で定める支給割合を乗 じて得た額とする。ただし、第10条 の規定に基づき管理職手当の支給を受 ける職員の期末手当の額は、職員の給 与月額に100分の102.5を乗じ て得た額に、教育委員会規則で定める 支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

 $4\sim6$ 略

(勤勉手当)

第30条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基 礎額に、勤務成績に応じて教育委員会 規則で定める支給割合を乗じて得た額

とする。この場合において、教育委員 会が支給する勤勉手当の額の総額は、 前項の職員の給与月額に100分の1 22.5 (第10条の規定に基づき管 理職手当の支給を受ける職員にあって は100分の140) を乗じて得た額 の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対す | 3 定年前再任用短時間勤務職員に対す る前項の規定の適用については、同項 中「100分の122.5」とあるの は「100分の60」と、「100分 の140」とあるのは「100分の6 8. 75」とする。

 $4 \sim 7$ 略

とする。この場合において、教育委員 会が支給する勤勉手当の額の総額は、 前項の職員の給与月額に100分の1 12.5 (第10条の規定に基づき管 理職手当の支給を受ける職員にあって は100分の130)を乗じて得た額 の総額を超えてはならない。

る前項の規定の適用については、同項 中「100分の112.5」とあるの は「<u>100分の</u>55」と、「100分 の130」とあるのは「100分の6 3. 75」とする。

 $4 \sim 7$ 略

第2条による改正(杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正)

新 例 旧

(扶養手当)

第11条 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者 で他に生計のみちがなく主としてその 職員の扶養を受けているものをいう。

(扶養手当)

第11条 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者 で他に生計のみちがなく主としてその 職員の扶養を受けているものをいう。

例

(1) 配偶者(届出をしないが事実上 婚姻関係と同様の事情にある者を含 む。以下同じ。) 又はパートナーシ ップ関係(双方又はいずれか一方が 性的指向が異性に限らない者又は性 自認が出生時に判定された性別と一

- (1) 略
- (2) 略
- <u>(3)</u> 略
- <u>(4)</u> 略
- (5) 略
- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族 1人につき当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 1万500円
 - (2)前項第2号から第5号までに該当する扶養親族6,000円

4 略

第12条 新たに職員となった者に扶養 親族がある場合又は職員に次の各号の いずれかに該当する事実が生じた場合 においては、その職員は、直ちにその 旨を教育委員会に届け出なければなら ない。 致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重 し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係 その他の婚姻関係に相当すると教育 委員会が認める2者間の関係をいう。)の相手方

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族 1人につき当該各号に掲げる額とする。
 - (1)前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族6,000円
 - (2) 前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 9,000円

4 略

第12条 新たに職員となった者に扶養 親族がある場合又は職員に次の各号の いずれかに該当する事実が生じた場合 においては、その職員は、直ちにその 旨を教育委員会に届け出なければなら ない。 (1) 略

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至っ た者がある場合(扶養親族たる子又 は前条第2項第2号若しくは第4号 に該当する扶養親族が、満22歳に 達した日以後の最初の3月31日の 経過により、扶養親族たる要件を欠 くに至った場合を除く。)

 $2\sim4$ 略

(期末手当)

第27条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の125を乗じて得た額に、 教育委員会規則で定める支給割合を乗 じて得た額とする。ただし、第10条 の規定に基づき管理職手当の支給を受 ける職員の期末手当の額は、職員の給 与月額に100分の107.5を乗じ て得た額に、教育委員会規則で定める 支給割合を乗じて得た額とする。
- る前項の規定の適用については、同項 中「100分の125」とあるのは 「100分の70」と、「100 分の107.5」とあるのは「100 分の61.25」とする。

 $4\sim6$ 略

(勤勉手当)

第30条 略

(1) 略

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至っ た者がある場合(扶養親族たる子又 は前条第2項第3号若しくは第5号 に該当する扶養親族が、満22歳に 達した日以後の最初の3月31日の 経過により、扶養親族たる要件を欠 くに至った場合を除く。)

 $2\sim4$ 略

(期末手当)

第27条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の130を乗じて得た額に、 教育委員会規則で定める支給割合を乗 じて得た額とする。ただし、第10条 の規定に基づき管理職手当の支給を受 ける職員の期末手当の額は、職員の給 与月額に100分の112.5を乗じ て得た額に、教育委員会規則で定める 支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対す 3 定年前再任用短時間勤務職員に対す る前項の規定の適用については、同項 中「100分の130」とあるのは 「100分の72.5」と、「100 分の112.5」とあるのは「100 分の63.75」とする。

 $4\sim6$ 略

(勤勉手当)

第30条 略

- 礎額に、勤務成績に応じて教育委員会 規則で定める支給割合を乗じて得た額 とする。この場合において、教育委員 会が支給する勤勉手当の額の総額は、 前項の職員の給与月額に100分の1 17.5 (第10条の規定に基づき管 理職手当の支給を受ける職員にあって は100分の135) を乗じて得た額 の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対す る前項の規定の適用については、同項 中「100分の117.5」とあるの は「100分の57.5」と、「10 0分の135」とあるのは「100分 の66.25」とする。

 $4 \sim 7$ 略

- 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基 | 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基 礎額に、勤務成績に応じて教育委員会 規則で定める支給割合を乗じて得た額 とする。この場合において、教育委員 会が支給する勤勉手当の額の総額は、 前項の職員の給与月額に100分の1 22.5 (第10条の規定に基づき管 理職手当の支給を受ける職員にあって は100分の140)を乗じて得た額 の総額を超えてはならない。
 - 3 定年前再任用短時間勤務職員に対す る前項の規定の適用については、同項 中「100分の122.5」とあるの は「100分の60」と、「10 0分の140」とあるのは「100分 の68.75」とする。

給与改定の概要

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項目			Ī	改 正	内 容	<u> </u>			
給 料 表		別表第1 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差(11,029 円、2.89%)を解消す るため、給料月額を引き上げる。							
	配偶者等及	び子に係る	手当額	(月額)					
					経過	昔 置		Λ To 6	, tr dr
扶養手当		現	行	令和 74	年度	令和8	年度	令和 9	1年段
	配偶者等	6, 000 F	円	4,000	円	2,00	0 円	廃	止
	子	9,000 [円	9, 500	円	10,00	0 円	10, 50	00円
	職員の支給	数							
			 行	第1	条による	改正	第2	条による	改正
					年度の支			年度の支	
	区 分 期 6月期 1.2		合計 2.325	期末	勤勉	合計 2.325	期末	勤勉	合計
	6月期 1.2		2. 325	1. 20	1. 125 1. 225	2. 325	1. 25 1. 25	1. 175 1. 175	2. 425 2. 425
	合 計 2.4		4. 65	2. 50	2. 35	4.85	2.50	2. 35	4. 85
	管理職員の	支給月数	•	•		11	•	•	
		現	 行		条による			条による	
	F // #				年度の支			年度の支	
	区 分 期 6月期 1.0		合計 2.325	期末 1.025	勤勉 1.30	合計 2.325	期末 1.075	勤勉 1.35	合計 2.425
サロー・エンル	12 月期 1.0		2. 325	1. 125	1.40	2. 525	1.075	1. 35	2. 425
期末手当	合 計 2.0		4.65	2. 15	2.70	4.85	2. 15	2. 70	4. 85
及び 勤勉手当	定年前再任	用短時間勤	務職員	(暫定再	任用職	員を含む		支給月數	
到 炮 子 ヨ		現	行	第1条による改正			条による		
	区分期		合計	(令和6年度の支給月数)			(令和7年度の支給月数) 期末 勤勉 合計		
	区 分 期 6月期 0.6		1. 225	期末 0.675	勤勉 0.55	合計 1.225	- 別不 0.70	9.575	1. 275
	12 月期 0.6		1. 225	0. 725	0.60	1. 325	0.70	0. 575	1. 275
	合 計 1.3		2.45	1. 40	1.15	2. 55	1.40	1. 15	2. 55
	定年前再任	用短時間勤	務管理					- 0,	
		現	行		条による			条による	
	区分期	末 勤勉	合計	期末	年度の支 勤勉	.給月数) 合計	期末	年度の支 勤勉	給月数) 合計
	6月期 0.5		1. 225	0. 5875	0.6375	1. 225	0.6125	<u>0.6625</u>	1. 275
	12月期 0.58	0.6375	1.225	0.6375	0.6875	1. 325	0.6125	0.6625	1. 275
	合 計 1.1	1. 275	2.45	1. 225	1.325	2.55	1. 225	1. 325	2. 55
	1 第1条に	よる給料表	並でだこ	期末毛当	4及でが勤	勉手当	に係る品	女正は分	布の日か
	び勤勉手当		, ,		, , .	' '	•	- 1 //1	
长行世口於	2 第2条に						-	る改正は	、令和7
施行期日等	年4月1日	から施行す	る。						
	3 給料表の	改正に伴い	、昇格等	等による	う号給の	対応関係	系に変見	更がある	場合に号
	給の調整を				-				
	4 扶養手当	こ係る改正	につい	て、必要	な経過	措置を請	ひける。		

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。 令和6年12月11日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第35号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 第1条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例(平成19年杉並区条例第11 号)の一部を次のように改正する。

第29条第2項中「100分の120」を「100分の130」に改め、同項ただし書中「100分の102.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の130」に、「100分の67.5」を「100分の72.5」に、「100分の102.5」を「100分の112.5」に、「100分の58.75」を「100分の63.75」に改める。第32条第2項中「100分の112.5」を「100分の122.5」に、「100分の130」を「100分の140」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の55」を「100分の60」に、「100分の130」を「100分の140」に、「100分の63.75」を「100分の63.75」を「100分の63.75」を「100分の63.75」を「100分の68.75」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第7条関係)

学校教育職員給料表

			于仅积 月 4	 取貝柏		
職員の	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	191, 400	225, 600	279, 600	300, 700	353,600
	2	192, 700	227,600	281, 500	302, 500	355, 700
	3	194, 000	229, 600	283, 300	304, 300	357, 800
	4	195, 300	231,600	285,000	306, 100	359, 900
	5	196, 700	233, 600	286, 700	308, 000	362,000
	6	198, 300	235, 700	288, 500	309, 800	364,000
	7	200, 000	237, 700	290, 200	311,600	365, 900
	8	201, 800	239, 700	292,000	313, 400	367, 700
	9	203, 600	241,700	293, 800	315, 300	369, 500
	10	205, 500	243, 500	295, 600	317, 300	371, 300
	11	207, 500	245, 300	297, 400	319, 400	373, 200
	12	209, 600	247, 100	299, 200	321, 500	375, 100
	13	211, 600	248, 900	301,000	323, 600	377, 000
	14	213, 500	250, 700	302,800	325, 700	378, 800
	15	215, 500	252, 500	304, 600	327, 900	380, 600
	16	217, 500	254, 300	306, 400	330, 100	382, 500
	17	219, 600	256, 200	308, 200	332, 200	384, 400
	18	221, 900	258, 200	310, 200	334, 100	386, 200
	19	224, 200	260, 100	312, 300	336, 000	388, 100
	20	226, 500	262, 000	314, 400	337, 800	389, 900
	21	228, 800	263, 800	316, 400	339, 500	391,700
	22	229, 700	265, 500	318, 300	341, 300	393, 600
	23	230, 600	267, 100	320, 200	343, 100	395, 400
	24	231, 500	268, 700	322, 000	344, 900	397, 200
	25	232, 300	270, 200	323, 800	346, 700	399, 000
	26	233, 200	271, 800	325, 600	348, 500	400, 800
	27	234, 100	273, 400	327, 400	350, 300	402,600
	28	235, 000	274, 900	329, 200	352, 100	404, 400
	29	235, 900	276, 400	330, 900	353, 900	406, 200
	30	236, 800	277, 900	332, 600	355, 700	408,000
	31	237, 700	279, 500	334, 400	357, 400	409, 800
	32	238, 600	281, 100	336, 100	359, 200	411,600
	33	239, 500	282, 600	337, 800	361, 000	413, 400
	34	240, 500	284, 200	339, 500	362, 800	415, 200
	35	241, 500	285, 700	341, 300	364, 600	417, 000
	36	242, 500	287, 200	343, 000	366, 300	418, 700
	37	243, 500	288, 700	344, 700	368, 100	420, 400
	38	244, 500	290, 200	346, 400	369, 900	422, 200
	39	245, 500	291, 700	348, 100	371, 700	423, 900
	40	246, 500	293, 300	349, 800	373, 500	425, 600
	41	247, 600	294, 800	351, 500	375, 200	427, 300
	42	248, 900	296, 400	353, 200	376, 900	429, 000
	43	250, 300	297, 900	354, 800	378, 600	430, 700
	44	251, 700	299, 400	356, 400	380, 300	432, 400

	l		l I	l	l l
93	295, 800	359, 100	402, 900	437, 100	480, 300
94	296, 500	359, 700	403, 300	437, 500	480, 800
95	297, 200	360, 300	403, 700	437, 900	481, 300
96	297, 900	360, 800	404, 100	438, 300	481, 800
97	298, 600	361, 300	404, 500	438, 700	482, 300
98	299, 300	361, 900	404, 900	439, 100	482, 800
99	300, 000	362, 400	405, 300	439, 500	483, 300
100	300, 600	362, 900	405, 700	439, 900	483, 800
101	301, 200	363, 300	406, 100	440, 300	484, 300
102	301, 900	363, 800	406, 500	440, 700	
103	302, 600	364, 300	406, 900	441, 100	
104	303, 200	364, 800	407, 300	441, 500	
105	303, 800	365, 300	407, 700	441, 900	
106	304, 400	365, 700	408, 100	442, 300	
107	305, 000	366, 100	408, 500	442, 700	
108	305, 500	366, 500	408, 900	443, 100	
109	306, 000	366, 900	409, 200	443, 500	
110	306, 600	367, 300	409,600	443, 900	
111	307, 200	367,600	409, 900	444, 300	
112	307, 700	367, 900	410, 300	444, 700	
113	308, 200	368, 200	410, 700	445, 100	
114	308, 700	368, 600	411, 100	445, 500	
115	309, 200	368, 900	411,500	445, 900	
116	309, 700	369, 200	411, 900	446, 300	
117	310, 100	369, 500	412, 200	446, 700	
118	310, 600	369, 900	412,600	447, 100	
119	311, 100	370, 200	412, 900	447, 500	
120	311,600	370, 500	413, 300	447, 900	
121	312, 000	370, 800	413, 700	448, 300	
122	312, 400	371, 200	414, 100	448, 700	
123	312, 800	371,500	414, 400	449, 100	
124	313, 200	371,800	414, 800	449, 500	
125	313, 600	372, 100	415, 200	449, 900	
126	314, 000	372, 500	415, 600	450, 300	
127	314, 300	372,800	416,000	450, 700	
128	314, 600	373, 100	416, 400	451, 100	
129	314, 900	373, 400	416, 700	451, 500	
130	315, 300	373, 800	417, 100	451, 900	
131	315, 600	374, 100	417, 500	452, 300	
132	315, 900	374, 400	417, 900	452, 700	
133	316, 200	374, 700	418, 200	453, 100	
134	316, 500	375, 100	418,600		
135	316, 900	375, 400	419,000		
136	317, 200	375, 700	419, 400		
137	317, 500	376, 000	419, 700		
138	317, 900	376, 400	420, 100		
139	318, 200	376, 700	420, 500		
140	318, 500	377,000	420, 800		

1 1	1,,, [910 000	977 999	401 100		
	141	318, 800	377, 300	421, 100		
	142	319, 200	377, 600	421, 500		
	143	319, 500	377, 900	421, 900		
	144	319, 800	378, 200	422, 200		
	145	320, 100	378, 500	422, 500		
	146	320, 500	378, 800	422, 900		
	147	320, 800	379, 100	423, 300		
	148	321, 100	379, 400	423, 600		
	149	321, 400	379, 700	423, 900		
	150	321, 800	380,000			
	151	322, 100	380, 300			
	152	322, 400	380, 600			
	153	322, 700	380, 900			
	154	323, 000	381, 200			
	155	323, 300	381,500			
	156	323, 600	381,800			
	157	323, 900	382, 100			
	158	324, 200	382, 400			
	159	324, 500	382, 700			
	160	324, 800	383,000			
	161	325, 100	383, 300			
	162	325, 400	383,600			
	163	325, 700	383, 900			
	164	326, 000	384, 200			
	165	326, 300	384, 500			
	166	326, 600	384, 800			
	167	326, 900	385, 100			
	168	327, 200	385, 400			
	169	327, 500	385, 700			
	170		386,000			
	171		386, 300			
	172		386,600			
	173		386, 900			
	174		387, 200			
	175		387, 500			
	176		387, 800			
	177		388, 100			
定年前		基準	基準	基準	基準	基準
再任用		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
短時間 勤務職						
員		223, 500	262, 600	281, 300	299, 600	330, 700

第2条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号まで を1号ずつ繰り上げ、同条第3項各号を次のように改める。

- (1) 前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 1万500円
- (2) 前項第2号から第5号までに該当する扶養親族 6,000円 第15条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項 第2号若しくは第4号」に改める。

第17条第1項第2号中「、配偶者又はパートナーシップ関係の相手方」を「、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)」に改める。

第29条第2項中「100分の130」を「100分の125」に改め、同項 ただし書中「100分の112.5」を「100分の107.5」に改め、同条 第3項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の72. 5」を「100分の70」に、「100分の112.5」を「100分の107. 5」に、「100分の63.75」を「100分の61.25」に改める。

第32条第2項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の140」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の117.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に、「100分の140」を「100分の135」に、「100分の68.75」を「100分の66.25」に改める。

附則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び附則第6項から第8 項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。

- 2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から適用する。
 - (1) 第1条の規定(第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項及び第3項の改正規定を除く。)による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 令和6年4月1日
 - (2) 第1条の規定(第29条第2項及び第3項並びに第32条第2項及び第3項の改正規定に限る。)による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例の規定 令和6年12月1日
- 3 令和6年4月1日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、特別区人事委員会(以下「人事委員会」という。)の承認を得て杉並区教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定める職員の第1条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例(以下「第1条による改正後の条例」という。)の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。
- 4 施行日から令和7年3月31日までの間において、第1条による改正後の条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第1条による改正後の条例の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 第1条による改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の条例の 規定に基づいて支給された給与は、第1条による改正後の条例の規定による給与 の内払とみなす。
- 6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の杉並区学校教育職員の給与に関する条例(以下「第2条による改正後の条例」という。)第14条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1

万500円」とあるのは、「9,500円」とする。

- 7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における第2条による改正 後の条例第14条第3項の規定の適用については、同項第1号中「1万500 円」とあるのは、「1万円」とする。
- 8 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間において、第2条の規定による改正前の杉並区学校教育職員の給与に関する条例第14条第2項第1号に規定する配偶者又はパートナーシップ関係の相手方を扶養する職員については、第2条による改正後の条例第14条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、次の各号に掲げる年度に限り、当該各号に定める月額の扶養手当を支給するものとする。
 - (1) 令和7年度 4,000円
 - (2) 令和8年度 2,000円
- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表 (抄)

第1条による改正(杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正)

新 条 例 _| 旧 条 例

(期末手当)

第29条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の130を乗じて得た額に、 教育委員会規則で定める支給割合を乗 じて得た額とする。ただし、第13条 の規定に基づき管理職手当の支給を受 ける職員の期末手当の額は、職員の給 与月額に100分の112.5を乗じ て得た額に、教育委員会規則で定める 支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」とする。

 $4\sim6$ 略

(勤勉手当)

第32条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基 礎額に、勤務成績に応じて教育委員会 規則で定める支給割合を乗じて得た額 (期末手当)

第29条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の120を乗じて得た額に、 教育委員会規則で定める支給割合を乗 じて得た額とする。ただし、第13条 の規定に基づき管理職手当の支給を受 ける職員の期末手当の額は、職員の給 与月額に100分の102.5を乗じ て得た額に、教育委員会規則で定める 支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の58.75」とする。

 $4\sim6$ 略

(勤勉手当)

第32条 略

2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基 礎額に、勤務成績に応じて教育委員会 規則で定める支給割合を乗じて得た額

とする。この場合において、教育委員 会が支給する勤勉手当の額の総額は、 前項の職員の給与月額に100分の1 22.5 (第13条の規定に基づき管 理職手当の支給を受ける職員にあって は100分の140) を乗じて得た額 の総額を超えてはならない。

3 定年前再任用短時間勤務職員に対す | 3 定年前再任用短時間勤務職員に対す る前項の規定の適用については、同項 中「100分の122.5」とあるの は「100分の60」と、「100分 の140」とあるのは「100分の6 8. 75」とする。

 $4 \sim 7$ 略

とする。この場合において、教育委員 会が支給する勤勉手当の額の総額は、 前項の職員の給与月額に100分の1 12.5 (第13条の規定に基づき管 理職手当の支給を受ける職員にあって は100分の130)を乗じて得た額 の総額を超えてはならない。

る前項の規定の適用については、同項 中「100分の112.5」とあるの は「<u>100分の</u>55」と、「100分 の130」とあるのは「100分の6 3. 75」とする。

第2条による改正(杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正)

例

新

旧

例

(扶養手当)

第14条 略

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者 で他に生計のみちがなく主としてその 職員の扶養を受けているものをいう。

(扶養手当)

第14条 略

- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者 で他に生計のみちがなく主としてその 職員の扶養を受けているものをいう。
 - (1) 配偶者(届出をしないが事実上 婚姻関係と同様の事情にある者を含 む。以下同じ。) 又はパートナーシ ップ関係(双方又はいずれか一方が 性的指向が異性に限らない者又は性 自認が出生時に判定された性別と一

- (1) 略
- <u>(2)</u> 略
- (3) 略
- (4) 略
- <u>(5)</u> 略
- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族 1人につき当該各号に掲げる額とする。
 - (1) 前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 1万500円
 - (2)前項第2号から第5号までに該当する扶養親族6,000円

4 略

第15条 新たに職員となった者に扶養 親族がある場合又は職員に次の各号の いずれかに該当する事実が生じた場合 においては、その職員は、直ちにその 旨を教育委員会に届け出なければなら 致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナーシップ関係の相手方」という。)

- (2) 略
- (3) 略
- (4) 略
- (5) 略
- (6) 略
- 3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族 1人につき当該各号に掲げる額とする。
 - (1)前項第1号及び第3号から第6号までに該当する扶養親族6,000円
 - (2) 前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。) 9,000円
- 4 略
- 第15条 新たに職員となった者に扶養 親族がある場合又は職員に次の各号の いずれかに該当する事実が生じた場合 においては、その職員は、直ちにその 旨を教育委員会に届け出なければなら

ない。

- (1) 略
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

$2\sim4$ 略

(住居手当)

- 第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
 - (1) 略
 - (2) 第19条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)又はパートナーシップ関係(双方又はいずれか一方が性的指向が異性に限らない者又は性自認が出生時に判定された性別と一致しない者であり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した2者間の関係その他の婚姻関係に相当すると教育委員会が認める2者間の関係をいう。)の相手方(以下「パートナ

ない。

- (1) 略
- (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)

$2\sim4$ 略

(住居手当)

- 第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。
 - (1) 略

,	• •					
2)	第1	9条第	1項又	は第3	3項の	規
定り	こより	単身赴	任手当	を支約	合され	る
職員	員で <u>、</u>	配偶者	又はパ	ートナ	ーシ	ツ
プ[関係の	相手方				
	定に職員	定により 職員で <u>、</u>	定により単身赴職員で、配偶者	定により単身赴任手当	定により単身赴任手当を支約 職員で、配偶者又はパートナ	2) 第19条第1項又は第3項の定 定により単身赴任手当を支給され職員で、配偶者又はパートナーシ プ関係の相手方

ーシップ関係の相手方」という。)

(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)が現に居住する住宅(公舎等で教育委員会規則で定めるものを除く。)に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの

2及び3 略(期末手当)

第29条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の125を乗じて得た額に、 教育委員会規則で定める支給割合を乗 じて得た額とする。ただし、第13条 の規定に基づき管理職手当の支給を受 ける職員の期末手当の額は、職員の給 与月額に100分の107.5を乗じ て得た額に、教育委員会規則で定める 支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の61.25」とする。

(配偶者及びパートナーシップ関係の相手方のいずれもない職員にあっては、満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子)が現に居住する住宅(公舎等で教育委員会規則で定めるものを除く。)に同居するときに世帯主となるもののうち、当該住宅を借り受け、月額2万7,000円以上の家賃を支払っているもの

2及び3 略(期末手当)

第29条 略

- 2 期末手当の額は、職員の給与月額に 100分の130を乗じて得た額に、 教育委員会規則で定める支給割合を乗 じて得た額とする。ただし、第13条 の規定に基づき管理職手当の支給を受 ける職員の期末手当の額は、職員の給 与月額に100分の112.5を乗じ て得た額に、教育委員会規則で定める 支給割合を乗じて得た額とする。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の112.5」とあるのは「100分の63.75」とする。

 $4 \sim 6$ 略

第32条 略

(勤勉手当)

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の117.5 (第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の135)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の117.5」とあるのは「100分の57.5」と、「100分の135」とあるのは「100分の66.25」とする。

 $4 \sim 7$ 略

 $4 \sim 6$ 略

第32条 略

(勤勉手当)

- 2 勤勉手当の額は、職員の勤勉手当基礎額に、勤務成績に応じて教育委員会規則で定める支給割合を乗じて得た額とする。この場合において、教育委員会が支給する勤勉手当の額の総額は、前項の職員の給与月額に100分の122.5(第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員にあっては100分の140)を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
- 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の60」と、「100分の140」とあるのは「100分の68.75」とする。

 $4 \sim 7$ R

給与改定の概要

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

項目	改 正 内 容												
給 料 表	別表第2 職員給与が民間従業員給与を下回る公民較差(10,595円、2.59%)を解消す るため、給料月額を引き上げる。												
	配偶者等及び子に係る手当額(月額)												
扶養手当			経過措置			令和9年度							
		現 行 —		令和7年度 令和8		年度 中和 9 年度		7 平及					
	配偶者等	6,000円		4,000 円			2,000円		廃 止				
	子	9,000円		9,500円 1		10, 00	10,000円		10,500円				
	職員の支給月数												
	現行			第1条による改正		第2条による改正							
	F // #10			(令和6年度の支給月					年度の支給月数)				
	区 分 期 6月期 1.2		合計 2.325	期末 1.20	勤勉 1.125	合計 2.325	期末 1.25	勤勉 1.175	合計 2.425				
	12 月期 1.2		2. 325	1. 30	1. 225	2. 525	1. 25	1. 175	2. 425				
	合 計 2.4	0 2.25	4.65	2.50	2.35	4. 85	2.50	2. 35	4. 85				
	管理職員の	支給月数											
		現	行	第1条による改正 (令和6年度の支給月数)		第2条による改正							
	区分期		合計	期末	年度の文 勤勉	治月数) 合計	期末	年度の支 勤勉	治月数) 合計				
	6月期 1.0		2. 325	1.025	1.30	2. 325	1.075	1.35	2. 425				
期末手当	12 月期 1.0		2. 325	1. 125	1.40	2. 525	1.075	1. 35	2. 425				
カネチョ 及び	合 計 2.0		4.65	<u>2. 15</u>	<u>2.70</u>	<u>4.85</u>	2. 15	2.70	4. 85				
勤勉手当	定年前再任用短時間勤務職員			(暫定再任用職員を含む。									
		現		第1条による改正 (令和6年度の支給月数)		第2条による改正 (令和7年度の支給月数)							
	区分期	末 勤勉	合計	期末	サ及の文	合計	期末	サ及の文	合計				
	6月期 0.6		1. 225	0. 675	0.55	1. 225	0.70	0. 575	1. 275				
	12月期 0.6		1. 225	0.725	<u>0.60</u>	<u>1. 325</u>	<u>0.70</u>	0. 575	<u>1. 275</u>				
	合計 1.3		2. 45	1.40	1.15	2. 55	1.40	1.15	2. 55				
	定年前再任用短時間勤務管理職員(暫定再任用管理職員を含む。)の支統												
	現行			第1条による改正 (令和6年度の支給月数)			第2条による改正 (令和7年度の支給月数)						
	区分期	末勤勉	合計	期末	勤勉	合計	期末	勤勉	合計				
	6月期 0.5		1. 225	0. 5875	0.6375	1. 225	0.6125	0.6625	<u>1. 275</u>				
	12月期 0.5		1. 225	0.6375	0.6875	1. 325	0.6125	0.6625	1. 275				
	合計 1.1	75 1. 275	2. 45	1. 225	1. 325	<u>2. 55</u>	1. 225	1. 325	2. 55				
	1 第1条による給料表並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は公布の日か												
	ら施行し、	改正後の給	料表に	系る規定	こは令和	16年4.	月1日カ	いら、期	末手当及				
	び勤勉手当	に係る規定	は同年	12月1	日から	適用する	5.						
施行期日等 施行期日等	2 第2条による扶養手当並びに期末手当及び勤勉手当に係る改正は、令和7												
旭口郑日守	年4月1日から施行する。												
	3 給料表の改正に伴い、昇格等による号給の対応関係に変更がある場合に号												
	給の調整を行うことができること等とする。												
	4 扶養手当に係る改正について、必要な経過措置を設ける。												